

平成28年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成28年6月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成28年6月6日 午前9時宣告（第4日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
 4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
 7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
 10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子
 13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
 4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
 7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
 10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子
 13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成28年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成28年 6月 6日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、一般質問を行います。
一般質問は、通告順とします。
6番、松浦隆起君の発言を許します。

6番（松浦隆起君）

おはようございます。6番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も3点、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

1点目に、防災対策についてお伺いをいたします。

4月の14日、9時26分に発生をしました熊本地震は震度7を記録し、震度6を観測する地震が相次ぎ、余震が繰り返される大地震となり、地震による被害は甚大なものとなりました。まず、質問に入ります前に、この熊本地震により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意をあらわすとともに、今なお被災地において御苦勞をされておられます被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

5年前の東日本大震災は、地震とともに津波によって大きな被害がもたらされました。しかし、今回の熊本地震は、相次ぐ地震の揺れによって被害が拡大をいたしました。山間部にあり、津波の被害が想定しにくい本町にとっては、大きな揺れによって被害が拡大した今回の熊本地震は、万が一、本町が被災した折に、同じような被害がもたらされるのではないかと、報道を見ながら感じておりました。

地震発生直後から、テレビから流れる被災地の現状を見ながら、本町であればどうであったか、こういった点は本町ではどうなっているだろうかと、そういったことを考えながら見ておりました。気づいた点は数多くありましたが、本日は情報発信という観点と安否確認ボードについてお伺いをさせていただきます。

まず、SNSの活用と無線LAN、いわゆるWi-Fiについてお伺いをいたします。これにつきましては、防災の観点とともに、観光や町からの情報発信という面からもお伺いをしたいと思います。このSNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social-Networking-Service）の略でありまして、代表的なもの

してフェイスブック (Facebook)、ツイッター (Twitter)、ライン (LINE) といったものがございます。

私も、数カ月前までは、この SNS についてはほとんどやっていないに等しかったんですが、現在はツイッターとフェイスブックをやっております。そういった中で、今回の熊本地震の発生直後から、特にツイッター上での情報のやりとりを見守る中で、災害時においての情報の発信とその取得という面で、大きな役割を果たすのではないかと強く感じました。

ツイッターとフェイスブックは、メールとは違って、発信した情報を多くの人に同時に見てもらえることができます。それぞれフォロワーや友だちといった形で、お互いに情報をやりとりする相手をつくっていきます。そして、自分の友だちやそのフォロワーが発信した情報や全く知らない人の情報をリツイートやシェアといった形で、自分の友だちやフォロワーを含めた不特定多数の人と共有することができます。これが、いわゆる拡散と言われるものでありまして、どんどんと情報が広がっていきます。

先ほど申し上げました熊本地震の発生直後から、ツイッター上ではまさに今申し上げたような形で、さまざまな情報が飛び交っております。当然、その中で情報のさびわけというものも必要であることは言うまでもありません。その点については、後ほどお話をしたいと思います。

そこでまず、確認をさせていただきますが、現在、本町においてこのツイッターやフェイスブックの取り組み状況は、どのようになっていますでしょうか。

総務課長 (横山覚君)

おはようございます。御質問にお答えをしたいと思います。防災関係におきましてですね、今、議員が言われました SNS について、それを活用した情報発信をするような取り組みは、今のところできておりません。

今回の震災等におきましては、確かに報道上ではそういうものが有効な情報の交換とか発信とかになる、いうふうに聞いておりますので、今後は当然検討していくべきものかというふうに思っております。以上です。

チーム佐川推進課長 (片岡雄司君)

おはようございます。私のほうからその観光のほうの情報発信の

取り組みについて、御説明をさせていただきます。

現在、佐川の役場としまして、継続的な情報発信のツールにおきましては、町広報紙と町ホームページ、メール配信、こちらは総務課のほうで情報発信を行っておりますが、町が関係している情報発信としましては、さかわ観光協会のホームページ、フェイスブックと佐川町ブランディングホームページ、これ、ことしの4月の10日に開設をしておりますが、それに連なるフェイスブック、ツイッターとなっております。

それぞれ分野分けをしまして情報発信を行っております、町ホームページでは行政情報を主として発信をしております。さかわ観光協会は、もちろん観光情報を主に町内外に向けての情報を発信し、ブランディングホームページ「チームさかわ、まじめにおもしろい365日」では、主に町外の方に向けて、佐川の何気ない日々の情報と移住情報の発信を、佐川のブランディング構築及び展開を実施している状況でございます。以上です。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。その点については後ほど少し触れていきたいと思っております。話を戻しますが、災害時のこの情報の伝達というものは、非常に重要であります。本町におきましても、防災無線の戸別受信機の拡充に加え、メールの配信もしていただいているところであります。

ただ、今回、熊本地震においてもそうでありましたが、地震発生直後において、電話がつながりにくいことに加え、メールが届かない状況もあったようであります。そういった中でも、ツイッターなどはそういったことなく、やりとりができておりました。

先ほど、私もツイッター等をやっているということをお話をしましたが、今、私のフォロワーが440人ぐらいを今超えたところがありますが、その中に、この熊本地震において被災をされた方がおられました。その方が、地震発生直後から、いわゆるツイートといわれる情報発信を切れ目なくしておられます。今もその方は、避難所の状況やその後のことなどをツイートをされまして、さまざま情報発信をいただいております。

その方が被災後間もなくツイートした内容が、避難所に避難をしたけれども、ラジオもなく情報が全く入ってこない、と。どんなことでもいいので情報をくださいという内容でした。それに対して、

次々と多くの方が情報を入れ、私もツイートをいたしました。また、いろいろな人が、被災後に想定される内容やそれに対する対策、行政の情報、国の情報など、ありとあらゆる情報を切れ目なくツイートをしておりました。

こういった現状を見ていて、被災後の情報の入手に、ツイッターは非常に有効なツールになると感じました。一方で、先ほども申し上げましたが、その情報のさび分けというのも必要な部分ではあります。そういった観点で考えますと、先ほど少しお聞きをしましたが、公式的なツイッター、フェイスブックであれば、その情報の信頼度はぐっと上がるわけです。その典型的な例が、この被災地となりました熊本市の熊本市長のツイッターであります。

地震が発生した9時26分からわずか24分後の9時50分に、1回目のツイートをされております。その内容を紹介しますと、「熊本市長の大西です。市民の皆さん、被災状況は大丈夫ですか。余震に御注意ください。まず身の回りの安全を確保してください。現在私は市役所におります。被災状況の確認と災害対策に全力を挙げます」というものであります。

その後、市長は、対策本部の状況や給水活動の情報、支援物資の情報などさまざまな行政からの情報、ときには市長からの励ましといった形の声など1日に数度、毎日情報を発信をしておりました。このことは、市民の皆さんにとっては非常に心強かったのではないかと思います。そういった意味からも、本町においてもぜひ先ほど答弁いただきましたが、ツイッターやフェイスブックのアカウントをとっていただいて、日ごろからの情報発信から始めていただければというふうに思っております。

実は、この熊本市の大西市長は、熊本地震以前から、日ごろからこのツイッターに投稿をされておりました。その内容は、市長というそういったかたい行政からの連絡といったものではなくて、音楽の話や自身の趣味の話や市長の人柄を知ることができるような内容のものが多くて、日ごろから多くの人たちとツイッターを通じてつながりを持っていたのではないかと思います。

そのことで、今回のような事態になったときに、多くの人に情報を送れることにつながっていると思います。ちなみに、この熊本市長のフォロワー数は、現在約7万2千人ほどとなっておりますから、熊本の人口の約1割ぐらい。当然県外やいろいろな人も入っていると思

いますから、全員が熊本市ではありませんが、これだけのフォロワー数となっております。

先ほどお聞きをしましたが、現在、「チームさかわ、まじめにおもしろい 365 日」というフェイスブック等開設をされておりますが、どこがメインで投稿されているのかわかりませんが、まだまだ投稿が少し少ないような感じもいたします。広く広げようとするれば、このツイッターの活用というのは有効だと思います。

フェイスブックは、本当に自分の顔のわかる友達、どちらかと言えば、そういう方とつながる。ツイッターは、全く知らない人たちに、こちらから情報を広く発信するという意味で、少し、同じように見えますが違いますので、広く情報を広げようとするればツイッターのほうが有効ではないかと思います。特に観光面においては、ぜひ、こういったツイッターを活用していただきたいと思います。

今、観光協会もフェイスブックを開設をしておりますが、情報の拡散から見れば、先ほど言いましたように、このツイッターもあわせて、フェイスブックをやめるという意味ではなくて、あわせて行ったほうが有効なのではないかと。防災面ではなく、こういった面についてもぜひ取り組んでいただければというふうに思います。

本町も、災害が発生したときに情報を提供できるように、日ごろからツイッターやフェイスブックで情報を発信をし、フォロワーと言われるつながりを持つ人を増やしておくということが大事だと思います。

先ほど、まじめにおもしろい佐川町のそのブランディングの中で、フェイスブックということでしたが、このアカウントを、いざというときに使えるのかどうか、使えるのであればそれを利用するという形でも構いませんが、それはそれとして活用しているということであれば、佐川町の公式のそういったツイッター、フェイスブック、個人の、町長に個人でやってくださいということをするのは少しあれかもわかりませんが、ツイッター等で発信をまたしていただければというふうには思いますが、その点についてお考えをお伺いをいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをいたします。松浦議員のおっしゃるとおり、SNS等はずね、さまざまな情報の共有が図られるなどの利点、また若い世代、大いに注目している新しいツールであるということは認識をし

ております。特に今回、観光情報、うちが観光協会のほうでやっております観光情報やイベントの開催などの情報発信については、有効な手段、また1つであるとも考えております。また防災の面でもですね、重要なツールの1つではないかと考えております。

観光以外のその他の行政情報に関する活用法につきましてはフェイスブック、また今後の状況も見きわめながらですね、関係課とも協議をして進めていきたいと考えております。またその情報発信という点におきましても、ホームページについての更新ももっと強化していきたいという思いもありますので、あわせて組織内で強化に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

このツイッターフェイスブックのアカウントを、というか、これを開設するのは費用は全くかかりませんので、例えば、きょうこの議会が終わって、きょう開設すればきょうからでも始められるぐらいのもので、ぜひ、始めていただければというふうに思います。

この今回の熊本地震においても、例えば、これは熊本の日日新聞という名前だったと思いますが、その新聞に掲載をされておりましたが、このツイッターを通じて、私も何度も見ましたが、物資が届かないという情報をツイッターを通じて、どこどここの公民館に今、これとこれとがありませんということを、どんどんどんどん発信が出ておりました。それを行政側や国やそういった方たちが見て、そこへできるだけ物資を届けるということで、ピンポイントの支援につながった例が少ないということが書かれておりました。

また、ラインといわれるものを通じて安否確認を行ったり、ラインを通じてがれきの中にそのままに生き埋めになっていた何人かの方が助けられたということもございますので、今までとは違ってこのSNSというものが非常に大事なものになっているということで、ぜひ、取り組める内容だと思っておりますので、ツイッターやフェイスブックというものを、またそのブランディングのものとは別に用意をしていただければと思います。日ごろから発信をすることが大事だと思っておりますので、つくってもツイートもしない、情報も発信もしなかったら、全然仲間が広がりませんので、お願いをしたいと思います。

このツイッター、フェイスブック等を使うためには、インターネット通信というのが必要になります。こういった環境が悪ければ、なかなか通信ができないという状態になります。そういった観点から、災害における情報発信や観光振興などの観点から、防災拠点、公共施設、観光施設、そういった場所への公衆無線ラン、いわゆるWi-Fiの整備が必要となってくるのではないかと思います。ちなみに、このWi-Fiというのは、ケーブルを使わない無線通信を利用したインターネットサービスの1つでありまして、基地局、いわゆるアクセスポイントと言われるところから数十メートルと、電波の届く範囲は狭いですが、高速かつ大容量のデータ通信を行えるというものでございます。

この3月11日で発生から5年を迎えた東日本大震災において、浮き彫りになった課題の1つも、この安否確認や交通、給水など、そういった、情報を得たり、連絡を取り合ったりするための通信手段の確保でありました。

東日本大震災の発災直後、家族や友人の安否を確認しようと、固定電話と携帯電話による音声通話が集中をしました。NTTドコモの発表では、携帯電話の音声通信料が一時、通常の50～60倍に上がったと。110番などの緊急の通話を確保するために、同社は最大で90%の通信を規制をしました。つまり電話を10回かけて1回つながるかどうかという程度だったことになります。固定電話でも同じレベルの規制が行われました。

一方、メールなど携帯電話によるインターネット利用は、通信規制が行われなかったり、規制を実施した事業者でも、割合が30%ほどの一時的なものでありました。その理由は、データを小包のように、パケットといいます、そう分割して送るパケット通信というものを採用しておりますので、一度に大量のデータを送る必要がある音声の通話とは異なって、極端に通信料が増えることがないということからであります。それは、熊本地震においても、多く、このラインというものが安否確認に使われて、通信のそういったものに支障を来さなかったというのが、こういったことからだというふうに思います。

そういったことで、緊急時に強い連絡手段として注目をされております。こういったことから、大規模災害時にはこの無線LANのWi-Fiというものが、有効とされておりますが、残念なことに

全国の防災拠点においてもその設置は遅れている現状にあると。

総務省の研究会が昨年5月に取りまとめた報告書によりますと、役場などの庁舎施設が9%、避難所が1%、避難場所となるところが0.1%、ほとんどWi-Fiが整備されていない現状が明らかになりました。経済効果が見込める施設は、民間事業者によるWi-Fi整備が望めますが、防災拠点のように、いざという時への備えは、自治体が主導で行わなければ、整備はされません。しかし、コストに見合う効果が期待できないという理由で後ろ向きな自治体が多いのも実態であります。

そこで政府は、避難所などへのWi-Fi整備を進めるために、自治体などに対し費用の一部を補助する事業を実施しているとお話もお聞きをしております。先進的に取り組んでいるところでは、地方創生の計画の中で、こういった取り組みをしている自治体もございます。

今回の熊本地震においても、大手通信事業者の協力を得て、地震発生の翌日から無料開放が行われ、5月9日の時点で避難所510カ所に752のWi-Fiのアクセスポイントが設置をされ、無料接続ができております。ただ、一番情報が必要とされる地震発生直後から対応をしようとするれば、やはり平時からの整備が必要となります。

本町におきましても、この庁舎を含めた公共施設、避難所などの防災拠点、また観光施設などへの公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiの整備にぜひ取り組んでいただければというふうに思っております。この点について、現状と今後についてお考えをお伺いをいたします。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。SNSによります情報の発信、収集環境づくりとしましては、無線LAN、今言われましたWi-Fiの避難所への整備がございます。特に、災害が発生した際の回線混雑によりインターネットの通常より連絡等が困難になった場合でも、無線LANにおきましては、つながりやすい通信手段だというふうに言われております。

避難所での環境を構築するに当たりましては、Wi-Fiの整備費用や維持管理費用の件を初め、無線LAN環境を常時開放しておくのか、それとも災害時のみにするのか、また災害時に確実に運用できるようにするため、環境整備の方式はどのようにするのか、などいろ

んな問題があるようにお聞きしております。

まだSNSのほうのですね、情報化といいますか、そちら辺が防災関係におきまして、余り進んでおりませんので、簡単にクリアできる問題もありますし、また難しいこともあるかもしれません。今後これにつきましては、来年、29年度中に方針を決定をして、検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

6 番（松浦隆起君）

29年度中ということは、始めるとなると30年度からということになると思いますが、議論は早速スタートしていただければというふうに思いますが。今、課長からもお話がありましたが、このアクセスポイント、フリーのものを設置する場合は、常時、毎月その通信コストというものを自治体が負担をするということも当然出てきますので、どことどこのエリアを開設をするかということも、当然、慎重にならざるを得ないと思いますが、災害等が発生をした折に、一番人が集まるであろう場所であるとか、そういったこともさび分けながら、また観光でいえば、今お答えにありませんでしたが、上町の場所では1カ所開設されてるんじゃないかというふうに思いますが。

この熊本地震のときにも少しお聞きをしましたが、アクセスポイントを常時用意をしていて、通常は、使えないと。いざというときに、この熊本地震が発生した直後から、その通信会社が、いわゆるパスワードといいますか、それを解除するものを公開をして、それで使ってくださいというようなこともされていたようですので、さまざま検討課題はたくさんあると思いますが、ぜひ、国のそういった支援等もあるようですので、そういったことも研究をしながら進めていただければと思いますので、よろしく願いをします。

それでは次に、安否確認ボードの活用についてお伺いをいたします。この御質問につきましては、昨年12月定例会において1度お聞きをしておりますが、再度お伺いをさせていただきます。

安否確認ボードがどういったものかという点につきましては、前回お話をさせていただいておりますので、省かせていただきます。前回御質問した折には、町長からは、現時点では取り組むことは考えておりませんという答弁をいただいております。その理由として、避難行動計画シートの作成を防災隣組の取り組みもあわせて行えるように考えているので、まずはそのことに邁進をしたいという

ものでありました。

また、災害時において、隣近所で声をかけ合う、いわゆる防災隣組の取り組みを進めていけば、安否確認ボードというような、例えばそういった、ものというものを構えるというものは要らないんじゃないかという声も地域から出てくるかもしれないということも言われておりました。町長が言われるこの考え方を、私は否定をするつもりもありませんし、隣近所で助け合う、また一人一人が自分の命をどう守るのかという意識を持つことは非常に大事なことでありますし、進めていくべき取り組みだというふうに思っております。

ただ、災害の発生時には、想定外のことが起こり得ます。そういった点からいえば、二重三重の手立てを打っておくということは重要なことだと思います。

今回、余り時間を置かずに再度取り上げさせていただいたのは、この熊本地震の折の報道を見たことがきっかけでございます。それは、地震によって倒壊した家屋の中に、その家の御夫婦が取り残されていると、その可能性があるということで、時間をかけて捜索をしておりました。その後、その御夫婦は幸い、病院に避難されておられるということがわかりました。

その報道を見たときに、やはりこの安否ボードというものは必要ではないかということを感じました。もしこのボードというものを掲げていれば、救助隊は時間をかけずに次の現場へ向かえた。1人でも多くの安否を確認し、中にいる場合は助けることができた、というふうに思います。また、今回のような大きな地震の発生直後には、まず自分の命を守るということが最優先となります。

そういった中で、熊本地震のように家屋が倒壊をしている、その状態の中で、どこまで隣近所での声かけができるのか、また、確認をした結果をどう災害対策本部等の周辺に伝えるのかという点は、今回の、あの熊本地震の現状を見れば、なかなか想定をしにくい部分もあるのではないかというふうに思います。

そういった点からも、いろいろな手立てを、二重三重に重ねるという意味からも、この安否確認ボードというものは有効な取り組みになるというふうに思います。この取り組みは、少ない投資で大きな効果を生むものであり、取り組まないという判断には私はなり得ないのではないかというふうに思っております。やらないという理

由を探し出して言い出せば、いくらでも出てくると思いますが、しかし、この取り組みは、行うことによって少しでも早く安否確認を行うことができる、結果的に1人でも多くの人命を救うことにつながる。その可能性がある以上、行政側の姿勢として、私は取り組むべきではないかというふうに思っております。以上の点について、お考えをお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。

松浦議員のおっしゃるように、検討していったほうが良いということで、関係課とも話しております。自主防災の連絡協議会もありますし、本年度も、防災まちづくりサロンを各自主防災組織で開催する予定をしておりますので、いろいろな方々にも意見を聞きながら、今年度中に、どういうふうにしていくかということについて決定をしていきたいというふうに考えております。以上です。

6番（松浦隆起君）

わかりました。ぜひ、そういった形で、町の姿勢として安否確認ボードをつくって、ぜひ取り組みたいというスタンスで、ぜひ、その協議にも臨んでいただきたいと思っております。

さまざまな声が出てくると思いますが、ただ、あの地震の報道等を見ると、なかなかあの中で、ああいう状態に本当になったときに、それぞれ、隣近所のこと、そのタイミングで確認できるのかなというのを感じました。ですからそれとあわせて、当然、隣組で助け合うと、重ねてそういったものを掲げるということが必要ではないかと。

タオル等をぶら下げるということをやっているところもありますが、状況によっては、そのタオルがどこへいったかわからないということになると思っております。安否確認ボードをつくった場合に、じゃあ、どういうところにどういう形で置くのかと。また、安否確認ボードを取り組んだ後、日常的に本当になくさないようにどういう取り組みをするのかという点もあると思っておりますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思っておりますので、この点については、これで終わらせていただきます。

次に、2点目の、ふるさと住民票制度の創設についてお伺いをいたします。

この4月から新しく策定をされました総合計画に基づいたまちづくりが今、スタートをしております。「チームさかわ まじめに、おもしろく。」というコンセプトのもと、住民の一人一人が主役となり、さまざまな分野でチームをつくり、まちづくりの輪を広げていく、そういった取り組みではないかと、個人的には理解をしております。勝手に、少し広げていえば、佐川町をこよなく愛する人を増やしていく、そういう言い方も言えるのではないかと考えております。

それは、今この町に住む人だけではなく、今は、このふるさと佐川を離れ町外に住んでいる人も含めて、佐川愛にあふれた人が1人でも多く、このチームさかわの一員になってもらえることを目指すということも大事な視点ではないかと考えております。

総合計画の別冊の130ページには、あったか移住プログラムというテーマで、移住についての取り組みも示されております。今回は、そういったことにもつながる取り組みとしてお伺いをいたします。

今回お聞きをいたしますこのふるさと住民票制度というものは、民間のシンクタンクであります構想日本というところが提案をし、鳥取県の日野町など、賛同した全国9自治体が制度導入を決めております。この中で、日野町が全国で初めてこの制度の運用を開始をしております。この取り組みを紹介させていただきながら、お伺いをしたいと思います。

鳥取県日野町は、町外で暮らすこの町の出身者などに、町の情報やサービスを提供するふるさと住民票制度というものを創設をし、2月の下旬に、その登録者に、ふるさと住民カードというものを全国で初めて交付をいたしました。町外在住者と町とのつながりを深めて、将来的に移住につなげることを1つの目的としているようでもあります。

日野町は、鳥取県西南部に位置する人口約3,300人の町であります。昨年10月に策定をしました、きらり日野町創生戦略の中で、ふるさと住民票制度を町の出身者のUターン促進の重要政策に位置づけております。このふるさと住民票制度は、登録が無料ですが必要でありまして、登録できるのはこの町の出身者のほか、県外の、例えば関西在住の出身者の団体、東京在住の出身者の団体、また鳥取県人会などの人でありまして、現在の登録者数は県外が24人、県内が6人、約30人ということになります。

日野町は、今後ふるさと納税で寄附した人、また町内に通勤・通学している人、過去に通勤・通学していた人、などについても登録対象としたいという予定だということでございます。登録者には、プラスチック製のふるさと住民カードが配られ、毎月の町広報の送付、また、ひのふれあいまつりなどの夏祭り、町内の催しの情報提供、町の計画や政策に関するパブリックコメントへの参加、町の公共施設の町民料金での利用などのサービスを受けられるということでもあります。

また、日野町は今後、登録者と地元住民との交流会を開く中で、海藻を肥料に利用するこの町の実籾米、それから伸びのいい食感が特徴的な鈴原もち、原木しいたけ、エゴマなど、この町の特産品を提供し、意見を聞くことも考えているようでもあります。この担当課長は「ふるさと住民票は、新しい形で町とのつながりを強める方法であります。登録者の皆さんには、町の応援団になってもらい、ゆくゆくはUターンや孫ターンといった形で移住してもらえたらうれしい」と。「ふるさと住民票の制度を活用して、町にゆかりのある方に、これまで以上に町への関心を持っていただくきっかけにしたい」というふうに期待を寄せているようでもあります。

先ほども申し上げましたが、今、本町も移住促進事業に取り組んでおります。移住のきっかけとなる入り口は、さまざまなケースが考えられます。このふるさと住民票制度は、その1つの入り口になるのではないかと思います。また、本町出身の町外在住者の方とのつながりを深め、さまざまな形で、ふるさとさかわの応援団になってもらえる取り組みにもなると思います。チームさかわの輪を町外にも広げ、オールさかわをつくり上げていく取り組みとして、ぜひ、この制度を創設をしていただきたいというふうに思っております。この点について、お考えをお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。松浦議員のおっしゃるように、チームさかわといいますのは、町内だけではなくて、佐川町出身者で、町外、県外にいる方々とも同じチームメイトとして1つのチームとして取り組んでいきたいという思いがあります。町関係以外の方でも、町に関係のない方でも、佐川町を応援していただけてる方もたくさんいますので、そういう方々も含めて、1つのチームとして盛り上がっていききたいなという思いはあります。

このふるさと住民票の制度につきましては、昨年、構想日本からも直接打診がありまして、少し検討はしました。佐川町がちょうど今年度から第5次総合計画が始まるという中で、そのチームのつくり方、呼びかけの仕方、どういうふうな情報発信をするか、どういうふうな交流を持つかということは、少し時間をかけて考えていきたいという思いもありまして、ふるさと住民票創設のときには、参加自治体としては名乗りを上げることはやめました。

少し時間をかけながら、ふるさと住民票の制度の中にも、ちょっとどうかなって思う部分も、細かく見るとありましたので、佐川町らしく、まじめにおもしろくチームをつくっていくときに、どういう形の取り組みがいいのかっていうことは、少し、2年、3年くらいになるかもしれませんが、長い目で見て、このチームさかわのつくり方、一体感の醸成の仕方、そのあたりについては前向きに検討してみたいなあというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

6 番（松浦隆起君）

この住民票制度をつくり上げたとしても、今、町長もちらっと言いましたが、佐川町のスタイルでつくり上げればいいのではないかなあというふうに思います。

少しでも、佐川町出身者の方、また佐川町と縁する人をつながりをつけていく、そのことによって、例えば、仕事をリタイアしたりそういったときに、ああどこかで住みたいなど、田舎でもちょっと住もうか、といったときに、その選択肢の中に佐川というものが一番上に出てくるように、こういうつながりをつけていくということは、大事なことはないかなあというふうに思いますので、総合計画との兼ね合いの中で検討していくということですので、ぜひ検討していただいて、できれば取り組んでいただければなあというふうに思いますので、よろしく願いをします。

それでは、この質問については終わらせていただきます。

3点目に移ります。

放課後児童クラブ・子ども教室についてお伺いをいたします。

本町は今、子育てしやすい町、子育て応援の町と宣言をしてもおかしくないほど子育て支援策が充実をしてきているというふうに個人的には思っております。私が議員に初当選をさせていただいたのが平成17年10月であります。あれから10年を超えましたが、

子育て支援策は大きく前進をしたと言えると思います。何度もこの議場で取り上げてきました病後児保育事業も、この6月からスタートを切り、個人的にも非常にうれしく思っているところであります。

今からお聞きをいたします放課後児童クラブ・放課後子ども教室についても、子育て支援策としての視点からお聞きをしたいと思っております。

先ほど申し上げました病後児保育や、今、取り組みが始まっておりますファミリーサポート事業も、働く親御さんをバックアップする取り組みであり、働く親御さんにとっては本当にありがたい事業ではないかなと思っております。その意味から言えば、保育園もそういった位置づけになるというふうに思います。

ところが、保育園を卒園し、子供が小学校に入学をしますと、共働きや一人親家庭が悩む、いわゆる小1の壁というものに直面をすることになります。保育園であれば、それぞれ状況によっても違いますが、延長保育等で6時を過ぎても預けることもできます。一方で、学校の場合は、授業が終われば、その後は本来は家庭で見なければなりません。しかし、親御さんが働いている場合、当然子供の居場所をどうするのかという問題が出てまいります。そういった環境の子供の居場所づくりが放課後児童クラブであり、放課後子ども教室であります。

ただ、この放課後子ども教室のほうは、本来は社会教育事業であり、生活面として子供を見守る放課後児童クラブとは性格を異にします。ただ、さまざまな事情によって、多くの地域でこの放課後児童クラブの役割を果たしているという現実もございます。そこでまず、本町における放課後児童クラブと放課後子ども教室の現在の実施状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、放課後児童クラブは、佐川町では佐川小学校において開設しております。それから放課後子ども教室につきましては、斗賀野小学校、尾川小学校、黒岩小学校で開設しております。

現在の受け入れの状況でございます。まず佐川小学校で開設しております放課後児童クラブは、規則によりまして定員50名と定められておるんですが、この平成28年度当初は、申込者が61名ございました。その61名全員をまずは受け入れをさせていただきました。

た。ただ、その後1名退会がございまして、5月末現在では60名という状況でございます。

また放課後子ども教室につきましては、斗賀野小学校で76名、尾川小学校で27名、黒岩小学校で25名となっております。子ども教室につきましては希望者全員を受け入れると、そういう状況でございます。以上でございます。

6番（松浦隆起君）

2年前の平成26年の7月に、厚生労働省と文部科学省は、放課後に校内などで子供を預かる放課後児童クラブの拡充などを盛り込んだ放課後子ども総合プランという通達を出しております。

趣旨目的として、共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるといふものであります。

そして、市町村の体制・役割等では、運営委員会を設置をし、教育委員会と福祉部局が連携を深め、適切な体制づくりに努めるとされており、31年度までに全小学校区に環境を整備することとしております。

この通達では、市町村において行動計画を策定し、計画的に整備することとされております。その意味では、本町においても計画的に進めていくことが求められるところだと思います。

少し話を移しますが、今回、この放課後児童クラブについて質問させていただいたのは、町民の方から相談があったのも1つの理由であります。その方は、この4月から仕事につくために、放課後児童クラブに申し込みをしようとしていたようですが、少しその申し込みをするのが遅れたために、結局入れなかったということでした。今は、何とかその方の御両親に見ていただいているようですが、せめて夏休みのような長期の休みの間だけでも、何とかならないでしょうかというものでした。

早速、教育委員会に現状をお聞きをしました。先ほど、教育長から答弁をいただきましたが、今、児童クラブの定員は50名。ですが、申し込みがあった御家庭の子どもさんはできる限り受け入れようということで努力をしていただいております。今、60名ということで子どもさんを預かっているということでございます。

ただ、募集期間を過ぎてから、中途からの申し込み等のそういったものにはなかなか対応できない状況にあるということでした。教育次長のお話や子供さんを持たれている方からのお話もお聞きをしますと、潜在的にある程度希望する御家庭があるようでありまして、ある意味の待機児童状態にあるのではないかと思います。

4月前の、学期が始まる前の申し込み時点では必要がなかったとしても、その途中で、何らかの事情により児童クラブにお世話になりたいと思っても、今の状態では対応できていないということでございます。

それぞれの御家庭には、さまざまな事情があり千差万別であります。しかし、どんな御家庭でも、安心して子供を育てられる環境をつくるということが、大事な点ではないかと。冒頭に、子育て支援の視点からと申し上げたのは、まさにこの点であります。現状から見て、慢性的に定員オーバーの状態になっているのであれば、定員自体の見直し、そしてそれを可能とする施設の拡充などを検討する時期に来ているのではないかとというふうに思います。

潜在的な利用ニーズに応じていくため、受け皿の整備が必要だということでございます。特に、夏休みや冬休み、春休みなどの長期の休みは、働く親御さんにとっては一番気を使うところでございます。子供は休みでも、大人には夏休みや春休み、冬休み、そういったものはございません。こういった点に工夫を凝らしている自治体も全国の中でございます。

これは市ですけれども、大分県の中津市という市では、この冬から、長期休み限定の放課後児童クラブを開設をしております。今回は、市内3校区に限定をして募集をして、小学校1年生から6年生の22人が登録をしております。同年の12月25日から1月9日まで、この市の教育福祉センター内で開かれたこのクラブに、3人のこの市の臨時職員が対応したようでございます。

この中津市は現在、全22校区に児童クラブを設置をしておりますが、学校が長期の休みになる期間だけの利用でも1年間の登録となるため、登録したのに通常日常は、普段は利用しないという子供も多かったようでございます。今回のクラブの開設によって、利用者の需要に合わせた運営が促され、通年の枠に空きをつくって、クラブに入れない児童をなくすことにもつながっているようであります。大事な点は、子育て支援という視点を持ち、働く親御さんが安心で

きる体制をつくることではないかと思えます。

そういった意味からも、先ほど申し上げましたが、佐川小学校のこの放課後児童クラブの拡充、具体的には定員増とそれに伴う施設の拡充について、検討していただきたいと思えます。その点に関わる部分として、別の角度から、少しお話しをさせていただきます。

この放課後子ども総合プランについて、先ほど申し上げましたが、本町として、こういった形で、この一体化を進めていくのかという点でございます。例えば、佐川小学校には、児童クラブはありますが、子ども教室はありません。しかし、本来のそれぞれの目的からいえば、佐川小学校にも子ども教室を設置をするべきではないかというふうに思えます。また逆に、子ども教室を実施している黒岩、斗賀野、尾川小学校には児童クラブはありません。町内の学校であれば、公平性の観点から見ても、本来は、どの学校も同じ環境にすることが望ましいというふうに思えます。

放課後子ども総合プランでは、学校施設を徹底活用した実施というものを促進しております。余裕教室の徹底活用、特別教室等の一時的な利用などがございます。そして、この中で示されてるのは、その責任の所在を学校長ではなく、学校施設の利用に当たっては、実施主体である教育委員会、または福祉部局が管理をし、責任を持つとされております。この実施のために、行動計画の策定と、実施するに当たっての運営委員会も必要であります。この点についても、こういった状態か、お示しをいただければと思えます。こういった形で、学校施設を活用すれば、施設を別に構えなければならないという課題はクリアできるものと考えます。

佐川町子ども・子育て支援事業計画には、放課後児童対策の運営方針等を協議する場として、佐川町放課後子どもプラン運営委員会を設置し、教育委員会と健康福祉課が連携をしながら定期的に協議を行っていきます、となっております。この運営委員会がしっかりと設置をされ、機能をしているのかどうか等についてもお聞かせをいただければと思えます。いくつかの点をまとめて申し上げましたが、以上の点について、お考えをお伺いをいたします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、放課後子ども教室、そして児童クラブ、両方ともそれぞれの学校にというお話でございます。一番のネックは、やはり、佐川小学校の場合は、生徒数が非常に多い。現在で 345

名ぐらい生徒数があります。そういった中で、受け入れる施設をどのように確保していくのか、それが一番の課題だと思っております。ただ、今回、こういった事態等が生じておりますことを考えますと、やはり放課後、まずは、現在の放課後子どもクラブというものについて、希望者全員をまずは受け入れる、そういった方向を目指したい、というふうに考えております。そして、来年度に向けて、そういった施設面、こういったものを対応すればいいのか、少し、来年度4月当初に向けて、具体的に教育委員会として検討していきたいというふうに考えております。

それから、それぞれの学校に両方置くという考え方は、当然あり得ます。ただ、そういった場合、保護者のニーズ、そういったものも当然、把握する必要もございますので、そういった面もあわせて把握して、今後の方針も考えていきたいと思っております。

それから、運営委員会につきましては、各小学校の代表の方、校長先生、そしてまたPTAの代表の方に入っていただいて開催しております。こういった運営委員会の中で、放課後クラブの運営、こういった面が足りないのか、また充足してほしいのか、そういった御意見をお聞きしながら、現在、ほかの児童クラブ含めた放課後子ども教室あわせて、運営委員会を開催しておるという状況でございます。今後とも、そうした運営委員会などを通じて保護者のニーズの把握をしっかりしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

その児童クラブ、佐川小学校においては、人数を増やす場合に、その施設ということがということですが、先ほど言いました国の総合プランの中で、一体型の中では、教室を利用するということも出ております。いくつか、この手元にもモデルケースという形で、全国の自治体の例が出てますが、その使っていない教室、空き教室、また放課後はほとんど空いてる状態だと思いますが、そこを一時的に専用場所として活用する等で利用するということが出ております。

佐川小学校は、今、児童クラブだけですが、例えば、その放課後子ども教室も一緒に併設をするという形の検討と、この教室を利用するということが含めて、そういった検討をする余地はありますでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。放課後児童クラブと申しますのは、基本的に、御両親等が昼間、仕事等の関係で家にいない、そういった御家庭の子供さんを預かる制度でございます。一方、放課後子ども教室は、そういった要件がございません。全て、働いていなくても受け入れるということで、そもそもそういった性質に違いがございます。

そういった中で、佐川小学校の場合は、この制度が始まった当時から生徒数が非常に多い中で、当初この放課後児童クラブは小学3年生まででございました。それが制度改正で平成27年度から小学生全員という枠が拡大されたわけですが、そういった生徒数が非常に多い、そういった中で、なかなか施設面の対応ができないということで、放課後児童クラブでスタートしたのではないかと、いうふうに思っております。そういったことを含めまして、まずは保護者の意向をお聞きするという、ニーズを把握する。それを踏まえて、どういったやり方がいいのかを考えていきたい、というふうに考えております。

6番（松浦隆起君）

教育長から答弁を改めてしていただきましたが、この児童クラブと教室は、最初にも、冒頭にも言いましたが、性格が違くと。児童クラブは、働く御両親、子供を見ていただける御両親等、環境がそういう環境にない子供さんたちを生活面として預かると。この子ども教室は、自由に子供がある意味出入りをする。一回家に帰っておやつを食べて、また教室に来るといような性格の部分であるというふうに思います。全国の中では、そういった形で活用しているところもございます。

今、国が進めるこの一体型の中で、若干心配の声が出ているのは、子ども教室の形に、一体型ということで、子ども教室もやるので、おやつを廃止をするといった場合に、子供たちが、おやつ抜きでおなかをすいた状態で夕方まで過ごさないといけないということで、少し心配ではないかという医療関係者からの心配の声も出ているようでございますが。そういった形で、さまざま、どちらにするにしても、一体型ということにするにしても、さまざま課題はあるというふうに思いますが。

この本来のこの子ども教室というのは、例えば、この行っている全国の中では、絵画教室でありますとか、本当にそういった社会教

育、ボランティアの方も協力をしていただいて、子供たちの午後の時間を、別の教育の時間に変えていくと。今、本町では、どちらかというに見守りという形になっているんじゃないかと思しますので、児童クラブとは別にそういった面も、可能性も探っていただければというふうに思しますので、今後、学校の意見も聞きながらということでしたので、まずは、この佐川小学校の児童クラブ等の、希望でも入れない、途中から希望してもなかなか入れないという今の状態を解決をするように、取り組んでいくということをございましたんで、ぜひ、その方向でお願いをしたいというふうに思います。

今、各戸へ配られておりますみんなでつくる総合計画という、その別冊の裏表紙のところの町長の挨拶というか、文が載っていますが、その中に、「町の課題を自分ごととして捉えていただき、自分ができることを主体的に取り組んでいただくことが大切だと考えています」という一文がございます。

これを町民の側から言いかえれば、町民の方の一人一人の課題、それを自分ごととして町が捉えて、町側ができること、しなければならないこと、を主体的に取り組んでいくということが大切だと言いかえることができると思います。お互いが、こういった姿勢で取り組んでこそ、本当の意味でのチームさかわということになれるのではないかと思います。

その意味からいえば、働きながら子育てをしている御家庭のことを、本当に自分ごととしてどこまで行政側が捉え、その視点に立って取り組んでいくのか、非常にその点が重要な点だと思います。子供さんを預けることができないうために、仕事をしなければならない状態でも仕事ができないということを、行政側が、今でも感じていると思いますが、自分ごととして捉えていただいて取り組んでいただきたいということを最後に申し上げまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、6番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、15分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 5 分

再開 午前 10 時 15 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、坂本玲子君の発言を許します。

2番（坂本玲子君）

おはようございます。2番議員の坂本です。よろしく申し上げます。質問に入ります前に、所感を述べさせていただきます。

5月、私たち議員は、町内5カ所で議員懇談会を開きました。その冒頭の挨拶で議長は、私たち議員は、小さな子供たちから高齢者まで、町民全てが幸せになれるようなまちづくりを目指してやっていく、と述べられました。また、町長も、策定された総合計画で、幸せ度を指標として町民が幸せを感じられるまちづくりを目指しています。

ともに、町民の幸せを一番に考えるという出発点に立ってやっていけるということは素晴らしいことです。議会制民主主義の原点はそこにあると思います。

ところが、沖縄でまた悲惨な事件が起きました。アメリカ軍属の男性が若い女性の命を奪ったのです。1995年、沖縄県で起きた少女暴行事件に抗議する県民総決起集会で、1人の女子高生が訴えました。「私たちに静かな沖縄を返してください。軍隊のない平和な島を返してください」と。

しかし、その願いもむなしく、また同じような悲劇が繰り返されました。町は町民のために、県は県民のために、そして国は国民のために政治を行うべきです。沖縄県民は、基地は要らないと翁長知事を選びました。しかし、国はその地方の声を聞こうともしません。国の政治の姿勢が問われています。安倍政権は、誰の幸せのための政治を行うのでしょうか。

ちなみに、平成26年度の駐日アメリカ軍への日本の思いやり予算は8,900億円だそうです。今年度の佐川町の予算は、一般会計、特別会計を合わせて約130億円。1年間の思いやり予算で佐川町の68年分を使っていることに驚きと怒りを覚える人は多いのではないのでしょうか。

考え方はさまざまあると思います。しかし、18歳から選挙権が与えられるようになりました。多くの町民の方々が政治に関心を持ち、自分の願いを託すよう、選挙に行っていたいただきたいと思います。

では、質問に移ります。まず、防災関係、大災害についてです。

この3月、熊本、大分を襲った地震は、震度7が2度襲ったこと、震源地が広範囲に広がったことなどにより、これまでの想定をはるかに超える地震でした。しかし、最近の災害は、想定を超えるのが当たり前ようになっており、今後の南海地震を想定するに当たり、予想をはるかに超える可能性を認識せざるを得ない状況となっています。

佐川町からも、若者が熊本の災害復旧のボランティアとしてかけつけ、災害の大きさに驚いていました。そして、彼はその経験を佐川町の防災にも生かしていきたいと熱く語っていました。すばらしい若者に会い、私たち大人ももっと真剣に防災について考えていかなければならないと強く思ったことでした。

そこで質問をさせていただきます。今回の熊本地震の教訓を受けて、防災に対する認識はどう変わったか、まずお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えさせていただきます。まず、このたびの地震によりまして亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

熊本、大分を震源にしまして、九州全域を巻き込みました熊本地震は、今でも余震があるなど、5月末で震度1以上の地震が1,600回を超えております。熊本県知事が言われました終わりなき地震、これは多くの被災者の胸の内を代弁する言葉でありました。今回の地震は、大きな余震が多い。また余震が長引くなどのことから、家に帰れないため避難生活が長くなる傾向もありまして、また避難所の運営も大変さを増しているようでございます。

このような状況を見ますと、家屋の耐震対策の推進はもとより、避難所の円滑な運営が、被災者にとっていかに重要であるかということも再度認識しますとともに、災害対策に対する思いをさらに強めたところでございます。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

地震や大災害のとき、まず命を守ることが重要です。佐川町の場合、津波の心配はありませんので、建物の崩壊、火災が最も心配です。過去の地震で、建物の崩壊で危険だった人を助けたのは、98%が一般の人たち同士の助け合いだと聞いています。消防や行政が助けることができるのは、わずか2%。今、取り組まれている集落活

動センター事業が、地域のつながりを取り戻し、お互いが助け合うことができる佐川町になっていくのを大いに期待しています。

しかし、今回の熊本の状況を見ましても、2階建ての家がまるで1階建てのように潰れ、その下敷きになっての犠牲者も出ています。町も、昭和56年以前の建物については、耐震診断や、その後の耐震化への改修に補助金を出して進めています。その昭和56年以前の建物の耐震化率はどのようになっているのか。また、これまで何軒が耐震化を実施したのか、お聞かせ願います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。まず、その耐震化の現状についてですが、町内の住宅の耐震化を計画的に進めることを目的としまして、平成19年度に、佐川町耐震改修促進計画を策定しております。

ここで、一般住宅における現状の耐震化率を51%と想定しております。内訳としましては、町内にある住宅の総数が約8,400戸、このうち昭和56年以前に建築されました建物、約5,400戸のうち耐震性がないものが約4,100戸あるものとして算出しております。

耐震性のないとされております建物、約4,100戸につきまして、耐震工事や建てかえ工事、また取り壊しを行えば耐震化率が上がるわけですが、現在までに補助制度を活用して実施していただきました耐震工事の実績数値は約50戸となっております。

建てかえた戸数、それから取り壊しを行った総数につきましては把握はできておりませんが、現状の数値は、いずれにしても町内の耐震化率というものは低い状況だと言えらると思います。以上です。

2番（坂本玲子君）

耐震化なしが4,100戸、その中で実施が約50戸、このままでいくと、100年ぐらいかかる、本当になかなか耐震化は進んでいないようですが、進まない原因は何だと思えますか。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。耐震化の進まない理由としまして、改修に必要な個人負担額の問題とか、立て直しを将来考えている方、それからそもそも所有者が不在の建物の場合など、いろいろな要因があると思えます。先の熊本の地震以降、住宅の耐震については住民の方の関心も特に高くなってきておりまして、町への問い合わせも増えてきております。

町としましても、住宅の耐震化をもっと推進していかなければならないと考えておりました、推進方策の具体策としまして、高知県住宅課と連携をしました住宅所有者への啓発パンフレット、それからチラシの配布、それから戸別訪問による事業説明などを実施しておるところでございます。また、佐川町独自の取り組みとしまして、耐震工事と同時に施工するリフォーム工事への補助等も行っております。

平成 27 年度には耐震診断の無料化、28 年度からは耐震設計費の補助額を上乗せすることにより自己負担額を軽減し、耐震化の推進を図っておるところでございます。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

実はですね、耐震化診断をしたけれども耐震化工事をしなかった方の声を聞きました。ある方は、工事をしてても家が壊れないということではない、とりあえず命を守ることができるだけと思ってくれ、と言われてたり、100 万円くらいの工事ではだめで、壊れないようにするには 300 万円くらいかける必要がある、そう言われて断念した方。またある方は、3 秒以内に家屋の外に逃げないかと言われて、お金をかけて 3 秒以内に逃げるのは無理やと。で、断念したとか、そういうふうな声を聞いておりますが、その辺についての認識はいかがでしょうか。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。その想定されている地震の震度等もあるとは思いますが、実際、熊本の地震でも、夜に地震が起こって、そのままお休みのときにお亡くなりになった方もいらっしゃいます。まずは、その最初の地震に対して、まず命を守ると。熊本の場合は余震も続きまして、余震が発生してから壊れた家なんかもありましたけども、まずは、その第 1 回目の地震に対して命を守って、避難所等へ避難していただくというところで命をつないでいただきたいということを考えております。工事をしてても、家が壊れないとは限らないという御意見もあるかもしれませんが、できることを順次、改修等を対策をしていっていただいて、1 人でも多くの方の命を守っていただきたいと考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

その辺の認識をですね、やっぱり町民の方々もかっちりわかってそういう診断なり工事なりをやっていく必要があると思いますの

で、そこら辺も知らせながら、こうなんだよっていうことを言っていただきたいと思います。

佐川町では、担当の方や行政全体で頑張ってくれて、耐震化に対して、県よりも厚く補助ができています、と。限度額までなら個人負担がなくてできる施策だと聞いています。佐川町独自の施策、先ほど言っていたいただきましたが、独自でやっている耐震化事業の上乗せとかそういう部分について、ちょっと詳しく教えていただけますか。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。耐震診断につきましては、診断を受けることに対しては、自己負担なしで耐震診断をしていただけることになっておりますので、まずは耐震診断を皆さんしていただければと考えております。

それから、耐震改修、耐震の診断で改修が必要と判断された場合に、どういうふうに改修をしたらいいのかという設計が必要になります。その設計につきましては、昨年度までは 20 万 5 千円の補助を、上限の補助をしておりましたけども、今年度から 5 万円アップいたしまして 25 万 5 千円の上限の補助をさせていただいております。これについても、活用をしていただきたいと考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

しかしですね、耐震化の必要な家屋は、高齢者の住宅が多く、経済的に難しい家庭が多くあるのではないかと思います。そこでお伺いしますが、耐震化診断をして耐震化工事をする際、現実的に個人負担をする金額はどれくらいになるのでしょうか。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。耐震改修工事につきましては、実際改修工事をされている方にかかる費用としまして、大体、その家にもよるんですけども、140 万から 150 万程度ではないかと思っております。耐震改修工事につきましては、補助のほうは上限 92 万 5 千円となっております。ですから、自分で継ぎ足して費用を払うというものについては 50 万程度ではないかと考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

毎日の生活がいっぱいいっぱいの方が、耐震化なんてとってもしないと思うと思うんです。耐震化を進めるには、それが個人でも

負担できるという見通しが必要ではないかと。

係の方にお伺いしましたら、住宅金融公庫などからの融資も受けられる制度もあると聞きましたし、また工法によっては低額で可能なやり方があると聞きました。耐震化を進めるお知らせには、そういうふうな金銭的な負担についてのお知らせにもっと工夫を凝らして、あ、これなら自分でもできるかなというふうなことを盛り込んでいただいた上で周知をしていただけたら、とてもありがたいと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。現在もそのチラシ、パンフレットを配布して戸別訪問のときに説明もさせていただいているんですけども、なお、もう少し丁寧な中身の説明ができればと。その詳しいチラシということにつきましては、また、県の補助もいただいておりますので、そちらのほうとも協議をさせていただきながら、検討を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひ、多くの方が自分の命を自分でまず守れる施策の推進をお願いしたいと思います。この件については次の森議員もやりますので、この辺にしておきたいと思っております。

命を守った後、次に住民が困ったのは水と食料です。これに対しましては、12月の議会で水道に対する耐震化についてお聞きしました。本管の耐震化は20%ができているとお聞きしました。今後、水道管の耐震化の計画はどうなっているのかお聞きします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。水道事業経営計画、本年度策定中でございます。配水管の耐震化につきましては、今現在20.9%の耐震率を上げるべく、町内の中心部であります東町から富士見町までの県道及び町道に今現在埋設されております配水管、これの耐震化に、布設がえに向けましての設計委託、布設がえを来年度から5カ年で行うように計画をしております。

その後、その緊急時、避難場所までの配水管の耐震化を順次計画しておるところでございます。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ぜひ早急に進めていただいて、安心して飲料水確保ができるようにしていただきたいと思います。また、水、飲料水と生活用水も確

保するためには、拠点避難所や緊急避難所には、雨水や川の水を利用できる設備を用意しておくとか、発電機を備えておくとか、そういった対策も必要になるかと思えます。

以前質問したときに、避難所に発電機などを設置するとのことのお答えでしたが、その点について現状はどうなっているのかお伺いします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。拠点避難場所の発電機の整備状況でございますが、昨年度に、県の地域防災対策総合補助金を活用いたしまして、文化センター、佐川小学校、斗賀野小学校、尾川小中学校、黒岩中学校の5カ所の体育館へ、停電時の非常用電源として利用するための発電機を配備しますとともに、体育館の照明を直接点灯させるための配電装置を設置いたしました。加茂小学校につきましては、日高村により発電機の整備が行われ、設置完了となっております。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

着々とできているということで安心をしました。また雨水利用で、東京都墨田区が、路地に井戸のような雨水をくみ上げる施設、路地尊を設置するなど先進的な取り組みをしていることで有名です。また佐川町は、雨水ではなくても川の水を利用できる設備があれば、生活用水として大いに役立つと思えます。佐川町には、農業用水を確保するためポンプがあると聞いていますが、そういう装置を活用できるようになれば、大いに役立つと思えます。

また、もう1点、水に関しましては、湯をためる形の給水装置、400から500リットルの水を活用できる、そういうものがあれば活用できることとなります。そういった装置の推進、そういった新しい観点での防災対策なども考えていってはいかがかと思えますが、いかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。災害時の飲料水、生活水の確保につきましては、既存の水道配水管の耐震化、貯水槽や井戸の整備、浄水器の配備など、各自治体ではさまざまな方法により対策が行われております。町のほうではですね、この水の確保対策につきましては、河川の水の利用も考えておりました。この河川水の対策用の機器としましては、ろ過器また浄水器がございますが、本年度、ポンプ式ろ過器についてメーカーによるデモンストレーションを通しまして

研修することとしております。

またそのほか、今おっしゃられましたエコキュート、この活用や、また農業用水ポンプによる災害時の水の引き上げの利用なども含めまして、さまざまな対策を考えていきたいと考えております。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひ、そこの辺が困らないように対策を立てていただきたいと思います。

次に、トイレの問題です。以前言いましたが、高齢者が多くなっている現在、トイレの洋式化も必要です。拠点避難所でのトイレの洋式化はどれぐらい進んでいるのでしょうか。また、緊急避難所、公民館でのトイレの洋式化はどうなっているかお聞きします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。まず拠点避難所のトイレの洋式化の進捗状況でございますが、町内の 13 カ所の拠点避難所として使用します体育館などの施設には、総数で 95 のトイレがございまして、そのうち 49 が洋式トイレとなっております。洋式トイレは全体の約 52% となっております。拠点避難所の中で、体育館などの避難生活を送る場所に洋式トイレのない施設は、佐川小学校、斗賀野小学校、黒岩小学校の 3 カ所となっております。この 3 カ所につきましては、避難所運営マニュアルをこれから作成するようになっておりますけれども、その作成後、来年度から順次トイレの洋式化を進めていきたいと考えております。

また、避難所いわゆる自治会の集会所のトイレの洋式化でございますが、緊急避難場所と言いますけれども、このトイレの洋式化につきましては、集落が行います事業に対して、補助金を交付します佐川町集落整備事業、これにおきまして集会所のトイレの洋式化を促進するため、昨年度、補助金の交付要綱の改正を行っております。補助率のかさ上げの効果もありまして、昨年度には、野添や大平など 5 カ所の集会所のトイレが洋式となっております。今後も、この事業の活用を通して、集会所のトイレの洋式化を推進していきたいと考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。佐小と斗小と黒小にないということで、これは本当に早期にやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

水や食料が行き渡った後、住民の方々が困るのは、住む場所やがれきの処理です。熊本ではボランティアの人がいても、捨てる場所がないために処理ができにくくて困っているとお聞きしました。佐川町ではスムーズに元の生活に戻れるようにするため、タイムスケジュールを立てているとお聞きしています。仮設住宅の用地やがれきの処理について、どのような計画を立てているのか、お聞きします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。仮設住宅や、またがれき処理についてでございますけども、地震発生時には、避難所、医療救護所、物資の集積拠点、遺体安置所のほか、仮設住宅用地など、応急期に必要なとなる用地や施設についての対応が求められます。

この応急期の対策や復旧・復興対策を円滑に進めるためには、発災後の時間経過に応じまして、自衛隊や緊急消防援助隊、警察などの各機関がその機能を発揮し、効率よく活動できる用地や施設をどこに配置するのか、いわゆる応急期における機能配置を、地震発生前にあらかじめ決めておく必要がございます。

この応急期機能配置につきましては、県の補助金を活用しまして、今年度、応急期機能配置計画を策定いたします。この計画を策定することにより、仮設住宅はどこに建設するのか、また物資の集積拠点はどこにするのかなどを決めていきたいと考えております。

また、災害時のがれき等につきましては、猿丸峠の南側に位置します住友大阪セメントの鉱山跡地を災害時に限っての一時的な仮置き場として協定を結んでおりますので、この応急期機能配置計画の中へ組み込んでいくこととしたいと考えております。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

私が考えますのに、例えば、仮設住宅を建てるのは、あおぞら公園とかナウマングラウンドとか、そういうところの可能性があると思うんですが、その仮設住宅を建てる可能性のあるあおぞら公園では、今、困った問題があります。それはトイレです。

町長や産経の方々もその声は聞いていると思いますが、あおぞら公園は子供からお年寄りまで多くの方が利用している公園です。また、いろんな、さまざまなお祭りもなされています。そのトイレを使うとき、女子用ですが、水を入れたバケツを持って行かなければ

ならないということを御存じでしょうか。あつたかふれあいセンターもあり、多くのお年寄りが利用しているトイレです。そのトイレの浄化槽の施設を改修してほしいと地域住民が願っています。

熊本地震で、グラウンドに車をとめ、そこで生活をしていた人たちの映像を見たとき、やっぱりあおぞら公園のトイレの改修は災害対策においても、絶対必要なんだなと感じたことでした。多くの地元住民が切実に望んでいます。今、できないわけは何なのか。どうすればできるのか、課長、いかがでしょうか。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。今、おっしゃられましたあおぞら公園にあります公衆トイレでございます。平成15年に、環境に配慮した循環型の水洗トイレとして設置をされました。が、機能の維持が非常に難しく、利用されている住民の方に大変御迷惑をおかけしております。あおぞら公園には、本年度、集落活動センターを整備する予定がございます。災害時の非常時には、その集落活動センター内のトイレも使用することが可能ではないかと考えております。

御質問いただきました公園内の公衆トイレにつきましては、今後とも修繕をしていくことで、機能を維持していきたいと考えておりますけれども、集活センター内のトイレの活用方法もあわせて一緒に検討をしてみたいと思います。

2番（坂本玲子君）

再度、お聞きします。できない理由は何かありますか。その補助金で、年数がたっていないので改修をできないとか、そういう理由はないのでしょうか。

副町長（村田豊昭君）

私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。いわゆる斗賀野の元気村の前の広場のイベント等のとき、再々、執行部に御要望は聞いております。それで調べてみまして、いわゆる今のトイレの、つくるときに補助金をいただいています。その補助金が、あと、いわゆる補助金適正化法の関係ですけれども、もう2～3年で終わるようです。そのときを目指してかえたいというのが、事業課、前の課長、渡辺課長の時代のお答えで、そこまでは何とかイベントごとに簡易トイレとか等々をやって、抜本的な改修につなげたいと。

どうしてもあこを直すとなれば、補助金を1回、適正化法で返して、返還した上で改修かけんといかんという、そういう事情がござ

いまして、イベントごとに毎年、自分も来てから2年半ですけど、2回とも行ったときにはもう御要望いただいていますし、事業課もそれ認識しておりますが、そういう流れがございまして今までとなっております。

緊急的なもん、先ほど公文課長がお答えしましたように、集落補強事業での関連、いろんながを踏まえて、今のやつを廃止するのか改修するのか、また今後の検討課題になると思いますが、今までの施設につきましては、今言ったように、前の補助金適正化法に関する部分で、もう少し我慢していただいて、イベントごとの簡易トイレで応急対応をさしていただいたという経過がございます。以上です。

2番（坂本玲子君）

まだ補助金の関係で直すことができないというお答えだったと理解しました。

集落活動センターもできて、そのトイレも利用できるようなことなのですが、集活のトイレは24時間はなかなか使えないと。また、公園のトイレというものは別のものであると私は認識をしておりますので、ぜひその補助金の縛りがなくなったときには、検討の課題の1つとして取り上げていただきたいと思います。

何はともあれですね、本当に、私は、以前質問してお答えいただいたことをどれくらい実行しているかというのを、確認するための質問をいたしました。以前質問したことが着実に実行に移されているのを知って安心しました。さすがに佐川町の職員は能力があり素晴らしいと思います。またこれからも、まだ実施されていないことを着実に進め、命を守れる安心な佐川町を目指していただきたいと思います。

また、災害時には、土木業者が活躍します。工事はあるが、それを請け負う業者や作業員がいなくて停滞している実態もあると聞きます。土木関係者の育成も必要になってくると思います。また熊本地震では、原発は大丈夫かと多くの方が心配していました。伊方原発のことは以前にも言いましたが、他山の石と思うのではなく、天災は仕方がないとして、人災で防げるものは防ぐ努力をしていただきたいと思っています。そこで町長、防災に対して、今後どうしていくつもりなのか、お答え願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。防災に対して今後どのようにしていくかという大きなお話でしたけども、今、着々と防災対策を進めさせていただいております。

ことし、応急期の機能配置計画も策定をしていきます。防災まちづくりサロンも進めていきます。今、一つ一つできることを、行政がやらなければいけないことは行政が、主体的にしっかりとやっていこうということで取り組みを進めておりますので、その防災に対する取り組みを、今後も1歩ずつ前に進めていきたいとそうように考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。本当に、佐川町では大きな災害があったけど誰も死ななかったというふうな佐川町をつくっていただきたいと願っています。

次の質問に移ります。就学援助制度についてです。

政府は、平成 26 年 8 月、子供の貧困対策に関する大綱を発表しました。子供の貧困対策の意義と大綱の策定の中で、「日本の将来を担う子供たちは、国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。」と述べています。

その内容の中に、就学支援の充実が挙げられています。義務教育に関しては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や市町村が行う就学援助の取り組みの参考となるよう、国として就学援助の実施状況などを定期的に調査し、公表するとともに、ポータルサイトを整備するなど就学援助の適切な運用、きめ細やかな広報等、取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。となっています。

ところが、佐川町の実態と県下の市町村で比べますと、佐川町は遅れていると言わざるを得ません。援助率で見ますと、県の平均が

25. 39%であるのに対し、就学援助を受けている子供たちの数ですが、佐川町では12%にもなりません。佐川町の若者の経済力が高知市内と比べ、あるいは高知県内の方々と比べて、ずっと多いとは考えられません。では、援助率の低い原因はどこにあると思われますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。佐川町の援助率が、県下平均の半分以下であるということですが、県下の状況は市町村によって、その援助率の高低にばらつきがございます。先ほど高知市のお話も出ておったんですが、県内の児童生徒数の50%近くを占める高知市の援助率が30%を超えておることが県全体の援助率を高めているというふうに考えております。

本町の援助率は県平均の半分以下ということですが、その原因と申しますというよりも結果としてこうなっていると、私どもとして援助制度が他の市町村に比べて劣っていることはございませんので、結果としてこうなっているものと受けとめております。

現在、35教育委員会ががございます。国がその援助率の状況を把握しております。これは平成25年度のデータでございますが、生の数字というのは5%刻みで国が発表しております。県下の状況を申し上げますと、援助率が10%未満の教育委員会が8つございます。そして15%未満の教育委員会が8つ。この15%未満の中に佐川町が含まれておることからでございます。高知市は35%未満ということで、30~35の間に高知市がおる。そういった状況でございます。結果としてこうなっているというふうな受けとめしか、今のところ、できないというふうに思っております。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

佐川町では、生活保護に準ずる程度に困窮しているものとして、所得が生活保護費の1.3倍以下を大体の目安としていると聞いておりますが、それでよろしいでしょうか。

教育長（川井正一君）

そのとおりでございます。

2番（坂本玲子君）

では、佐川町には、小中学生のいる御家庭で、そういった生活保護に準ずる程度の所得の御家庭は、どれだけあるか、子供は何人いるのか御存じでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。そういった御家庭の所得状況を教育委員会で把握するということは、制度上できませんので、現在、私どもとしては、全体の状況はつかんでおりません。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

教育委員会に行って就学援助制度についてお伺いしました。係の方は、ほんとうに困難な御家庭を発見するためにいろんな手段で臨んでおられます。できるだけ手を足らして救おうとしているのです。しかし、現実的には、その数字、援助率はまだまだ十分ではないことを示しています。

係の方は、本当に頑張ってくれています。しかし、その上司に当たる教育次長や教育長はそれに対して、きちんと分析ができるのか、どうしてできないのか、子供の実態はどうか、どうすればとかいうふうなことを真剣に考えていただきたい。

保育所では、毎年保育料を決定するに際して、御家庭の所得を調べています。健康福祉課にできて教育委員会ではできない、ということはないはずです。子供の実態把握ができなくて、対策の取りようがありません。まず、実態把握をしていただきたいと思いますが、制度的にできないというのは、どういう意味でしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。就学援助の申請のあった御家庭につきましては、本人の同意のもとに所得状況を調査しております。しかしながら、申請のない家庭の所得状況を調査するというにつきましては、教育委員会にそういう権限がございませんので、できないという意味でございます。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

それは個人情報との壁ということなのかと思いますが、私の言うのは、いわゆる個人情報、誰んこの誰やろがこれっばしかないとか、これっばあるとかっていうことを調べるということではなくて、統計として調べていただきたいと。情報は、既に税務課にデータがあるはずですので、わかるはずですよ。県から、例えばこの調査が、どれぐらいの数がどうですかという調査がきたら、すぐ調べるのではないかと。県より先に地元自治体が危機感を持つべきやないかと私は思うんですが。そのへんはいかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。いわゆる統計データとして持つということは可能ではないかと思っております。ただ、個々について、例えば、つかんで、その御家庭に、就学援助のいろんな制度の説明をするとか、そういった具体的な動きができない。そういう意味において、私も法的根拠がないということでございます。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ぜひですね、別に私も個人情報をめいめい明らかにしてどうこうということではありませんが、佐川町も、今いろんな計画も立てているところですので、本当に親の実態というのを、どれぐらいなのかというのは調べる必要があるんじゃないかというふうに思います。

実は私も、実態はどれぐらいだろうかと調べてみました。他の市町村では、家族の人数で所得の目安を示しています。4人家族、父母と子供2人、所得283万4,502円以下の方が該当すると書かれています。そこでその方々の所得税はどれぐらいかと換算しましたら、大体14万。保育料計算で所得が14万以下の方は、D4までの方です。平成26年度、その割合はなんと全園児数の87.5%になりました。佐川町の子育て世代の方々は、そんな大変な経済状況の中で子育てをされています。

援助率が地域や町村によって差があることについて、文科省は、経済状況、支給基準、周知の仕方などが影響しているのではないかと述べています。では、佐川町の周知の仕方はどうでしょうか。係の方にお聞きしましたところ、新入児には、就学前検査のときに配布し、在校生には毎年全員に11月ごろ配布。またホームページにも記載ということでした。また学校にもお願いをして困っている御家庭の発展に努めているということでした。本当によくやってくれていると思いますし、この点についてほかの自治体と余り違いがあるとは思いません。

お知らせの内容はどうでしょうか。実は、援助率の高い自治体では、制度の認定を受けることができる所得基準を明記しています。所得基準を明記するようにはできないでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。確かに、市町村によっては、いわゆるお知らせの中に、標準的な親御さんお一人、子供さん何人の場合には、というような一定の所得費用を示している。そういったお知らせをつ

くっているところがございます。私どもとしましても、やはり、よりわかりやすい制度、お知らせするという事は非常に重要なことと思っておりますので、他の市町村の取り組みも参考にしながら今後、制度のお知らせの仕方を検討していきたいと考えております。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思えます。またその文言にも違いがあります。佐川町のお知らせには、経済的理由から就学の困難な児童生徒に対し、援助を行うことにより義務教育を円滑に受けていただくための制度があります、と書かれています。

しかし、文言に配慮した地域では、義務教育期間中のお子さんが楽しく勉強できるように、家庭の事情に応じて、学習に必要な援助を行っております。と書かれています。御父兄の方の受け取り方は随分違うと思えます。

教育長、こうした配慮ある表現については、どんなに考えておられますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。そういった点も含めて、他の市町村の取り組みは参考にさせていただきます。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。援助率が低いのがいいというのではなくて、子供たちに必要な支援が届いているか、という視点で検証していただきたい。貧困の連鎖を断ち切っていただきたい。そのために、教育委員会の使命は大きなものです。

教育委員会が子供の未来を握っていると言っても過言ではありません。お母さん方はできるだけ自分たちでやっていこうと思っているのです。でも、どうしてもないときに行政が温かく大丈夫だよと道を示していく、それが行政を預かる者の使命ではないでしょうか。私たちは住民の方々の幸せのために仕事をしています。どうやったら子供たちが幸せになるか、その1点で頑張りたい。

まず、先ほど言いましたように、実態を把握する、お知らせの文への配慮と所得基準の明記、またほかの町村では、例えば新年度用品の支給の時期を早めて、本当に困る方が制服なんかを買えないことがないように、3月中には早める等も行っておりますので、そう

いう事例もありますので、ぜひ、今後改善していただきたいと思います
と願っています。いかがですか。

教育長（川井正一君）

制度は、まさに困っておる御家庭の方に対するものでございます
ので、制度の周知の仕方、しっかりと他の先進的な取り組みを参考
にして対応させていただきます。

また、新入学用品費用、3月中に支給するという取り組みでござ
いますが、県内には私どもが問い合わせた段階ではなかったんです
が、県外では、ホームページなんかで確認しますと、この九州とか
かなりの県でやっております。3月中に新入学用品費を支給する
という取り組みをしております。

県内、私どもちょっと調査が不十分かもしれませんが、この近隣
の市町村調査したところ、残念ながら支給時期は私どもとほぼ同じ、
大体5月から6月にかけて新入学用品費を支給し、その他のものにつ
いては1学期の終わりぐらい、というなことでございます。
そういった、3月に新年度分を支給しておる、県外でそういった自
治体もございますので、制度上、予算独立会計年度のこういった処
理をされているのか、そういったこともちょっと、町の財政当局な
んかも調整させていただいて、可能であれば前向きに検討させて
いただきたいと思いますというふうに考えております。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。私の調べたところによりますと、県内
でもあると思いますので、また後ほど。

それで2問目の質問を終わりたいと思います。

3問目に移りたいと思います。

保育士についてです。

「保育落ちた。日本死ね」というセンセーショナルなネットの書
き込みが話題になりました。私はその言葉が適切であるとは思いま
せん。しかし、そんな言葉であるからこそマスコミに取り上げられ
たのだと思います。保護者は子育てをしながら仕事がしたい、仕事
をしなければ生活が成り立たない。そんなせっぱ詰まった状況にあ
るのではないのでしょうか。若年層の貧困の問題は大きく取り上げら
れています。そして保育士不足も深刻です。

保育所は子供の成長で最も大切な時期で、人生を決めると言っ
てもいいような施設です。多くの方々が、お母さんができることだか

ら誰でもできるだろうと軽く見ています。しかし、例えば病院のお医者さんや看護師さんを見ても無資格でもいいという人はいないでしょう。学校の先生も無資格でいいという人はいません。ところが保育士は無資格でもまあいいだろうというふうにいる人がいます。それは大きな間違いで、専門的な知識を持ち、なおかつ経験を積むことによってやっと一人前の保育士になれるのです。私は、一人前になるには、少なくとも5年はかかると思います。毎年毎年、研修と経験を重ね、理想の保育士になれるよう一生努力が必要な職業です。それは、命を預かり未来を預かる仕事だからです。

保育所における事故報告書が厚労省から出されています。平成25年、認可保育所での死亡事故は4名、認可外保育所での死亡事故は15名。単純に考えると3倍ですが、利用者数が違います。認可保育所の利用者数221万9,581人、認可外保育所18万4,959人で、単純に1人当たりの死亡率を計算しますと、実に、認可外保育所は認可保育所の45倍も死亡事故があるのです。

なぜ、そんなに死亡事故が多いのでしょうか。私は、認可外保育所で勤めていませんが、受け持ち人数が多かったり、無資格の方がいたり、場所が狭かったり、資格はあっても経験が少なかったり、いろんな要因があると思います。しかし、劣悪な条件のもとで育てられる子供は、命の危険さえあるということは、はっきりしています。

子供を守るためには、今言わなければならないと思いました。子供たちが最高の環境で育ててもらいたいからです。その最も大切な環境が人的環境、保育士だと思っています。

今、全国的に保育士が不足しています。佐川町でも保育士を探すのに園長先生は苦労しています。保育士がなぜ不足するのでしょうか。それは、責任は重いのに、労働条件が劣悪だからではないでしょうか。国も保育士不足を認識し、その労働条件を改善するため、人件費を上乗せする施策を打ち出しました。

では佐川町ではどうでしょう。公立2園で正職の数、臨時職員の数はどうなっているのでしょうか。また私立の保育所ではどうなのか、お伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。保育現場のですね、さまざまな厳しい労働環境というものについては、議員おっしゃいましたように、昨今、国でも議論されております。それに対しましての、例えば、人件費の

部分であるとか、そういった部分の保障についてもですね、これは国の議論とかいうことではなくて、佐川町でもですね、随分前から話をしております。

1つは、臨時職員さん、待遇改善と言いますか、そういったところでもたびたび話もありましたように、賃金単価も上げさせていただいております。それから、これは保育士だけではありませんけれども、労働改善という部分では、特別休暇についてもですね、この4月から臨時職員の待遇の改善も、これは全庁的になんですけども図っています。

保育士にかかる部分ですけれども、御質問にありました町立2園、黒岩中央保育所と永野保育所、これの職員の体制と申しますか、そういう部分ですけれども、全体で申しますと、黒岩中央保育所がですね、これはパートさんも含めてですが、所長を除きます現場の保育の数ですが、これは全体の16人職員がおります。それに対しまして正職員の数が3名。永野保育所につきましては、合計9名のうち正職員2名、ということでございます。

あと、町内には5園、私立保育所がございしますが、これはそれぞれ個別には、例えばクラス編成であるとか、そういった児童数の部分ありますので、単純比較はできませんけれども、おおむね全体の職員数に対しまして正職員の数というものは大体5割前後ではないかなあというふうに思っております。

それから申しますと、町立の保育所ではですね、正職員の配置自体は、比較申しますと少ない状況であるというふうに思っております。以上です。

2番（坂本玲子君）

ということは、公立保育所において正職の数は適正な数ではないというふうに考えているというふうに受け取ってよろしいですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。健康福祉課ではですね、ことしから、永野、黒岩保育所と、保育所の現場の保育士さんと定期的に現場に出向いでですね、話をする機会を設けるということで話をしています。この先月、5月にもですね、2園のほうにお邪魔をして、いろいろなその保育現場のことをお話しをさせていただいてます。その中で、現場のほうではですね、やはり、坂本議員おっしゃったような正規職員の数がやはり少ないというふうな声は現場では出ております。

ほかの私立保育所の運営の話の状況等も見ますに、やはり理想的な形としては、いわゆるクラスに担任とかありますけども、やはりそこには正職員が1人配置できるような体制が、やはり望ましいとは思っております。ただ、そうしますと、先ほどの人数、報告さしていただきましたけれども、町立の保育所2園でそういう配置をしようと思いますと、さらに2名から3名の保育士の増員が必要になってきます。

その部分について、適正かどうかという部分はですね、先ほど私が言いましたように、理想的な形っていうのは、そういう形だろうというふうに思っています。

2番（坂本玲子君）

実は、私が保育士になったばかりのときには、今の正職の数より2名多かったように記憶をしております。段々と子供の数が少なくなっているからということで、正職を雇わなかったと。子供の数が少なくなってるから雇えないと、ずっと言われてきました。しかし、保育士の数は、年々多く必要になっています。今、保育でどんなことが起こっているのか知っているのでしょうか。

まず、第一に低年齢から預ける人が増えています。また、障害を持ったお子さんが増えています。今、約10人に1人に障害があるか、障害が疑われる子供たちがいると言われていています。そのため、加配保育士も多く必要となってきます。保育士の必要な数は増え続けているのです。それを全部、臨時保育士で賄おうとするから、保育士不足が生じる。働く人は安定したところで働きたい、と思うのは当然。よりいい条件で働きたい。そう思って職をかえていきます。だから資格を持っていても、保育士の仕事につかない方がたくさんいます。それが保育士不足を引き起こしています。保育士をきちんと正規雇用する必要があると思います。その辺についてはぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

また、私立の保育所でもその経営に危惧を感じているところがあります。今のままでは将来的に運営ができなくなってしまうのではないかと感じているのです。各地域に保育所があるのは大切なことです。同じ佐川の保育所が同じ条件で運営できるような施策を町でもやってほしいと願っていますが、それについてはいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、町立の保育士の確保の部分でございませぬけれども、これは議員御承知のとおり、保育士だけの定員というのはありません。町のほうで、職員を仮に増やすということであれば、今、町長部局で管理しています定員管理、定員数、これの影響がございませぬ。仕事の面ではです、保育現場ももちろんそうなんですけれども、それ以外の業務でも非常に多くの業務を抱えていて、職員、大変苦勞しております。そういう中で、保育士の、いわゆる適正な配置、理想的な形は先ほど申しましたけれども、どういうふうに配置をしていくかというのは役場全体の問題でございませぬので、その辺は御理解いただきたいと思ひます。

あと、私立保育所につきまして、佐川町では各地域に1園以上あるということ、非常に望ましい形だろうというふうに思ひます。各園児が、子供さんがどこにいても、同じような保育が、保育環境ができるように、これまでも行政としても各私立保育所の補助事業であるとか運営費の関係であるとか、そういったものも充実をしておりますので、引き続き保育環境の改善といひますか、の面でも、役割を果たしていきたくと思ひます。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。これからどうぞよろしくお願ひいたします。また、佐川町では子育て支援ができるように、さまざまな施策を打ち出しております。県下で2番目のファミリーサポートセンターが2月に発足しました。また、病後児保育も稼働しました。子育て支援センターも町で運営するようになりました。ところが、町の保育士の数は増えていません。

子育て支援センターで、町はどういった子育て支援をするのか、長期的な展望を持ち、運営する必要があります。ところが臨時職員で賄っております。それで果たして、責任を持った施策ができるでしょうか。病後児保育も町で運営しております。私は、きちんとそういった場所にも正職を雇って、責任を持って運営できるようにすべきだと思ひます。これもあわせて、定数のことで検討をするときに考えていただきたいと思ひます。

しかし、一気に正職化は難しいのではないかと考えていますが、任期付職員の雇用の件が、ここでどうしても必要になってくると思ひます。以前に、任期付職員の任用について提案しました。研究、検討をしたいとのお答えだったと思ひますが、その後どのように検

討されたかお聞かせ願います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。任期付職員制度につきましては、昨年の9月定例会でも御質問をいただいたところでございます。この任期付職員制度につきましては、近年には総務省からの当制度の活用についての照会も出されてきております。が、こういう状況もありますけれども、当町におきましては、その導入につきまして職場の状況、それから施業未了の状況、また職員の定数、人件費など、さまざまなことについて考慮しなくてはならないことがございまして、今しばらくこの研究をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

2番（坂本玲子君）

その総務省自治行政局公務員部長の出した文書によりますと、任期付職員制度っていうのは「本格的業務に従事する者として位置づけられ、相応の給与や休暇等の勤務条件が保障されうる制度である」と。「本格的な業務に従事することができ、かつ複数年にわたる任期設定が可能である場合には、任期付職員制度の積極的な活用について検討されたい」と、その文章の中では述べています。積極的な活用をぜひ、検討をしていただきたいと思います。

私は、やっぱり公立保育所の職員を、少なくともあと2名は正職雇用をすると。また新しい施策で必要になった保育士もきちっと雇用をすると。私立保育所にも公立保育所に準ずる対応ができるような施策を拡充するように願っています。ぜひ、そういうことを前向きにやっていっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、2番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、食事のために1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午後1時30分

副議長（岡村統正君）

休憩前に、ですが、議長は体調の不良により欠席をしますので、

私が議長の代理として議事執行を行わせていただきます。

開会します。

引き続き、4番、森正彦君の発言を許します。

4番（森正彦君）

4番議員の森です。通告に従って質問をさせていただきます。

4月に起きた熊本地震では、地震による家屋の倒壊や土砂崩れで49名の方が死亡、1人が行方不明、また地震関連での死亡者は20人を超えるようであります。心から御冥福をお祈り申し上げます。被災された方々の中には、今も避難所や車の中で寝泊まりする不自由な生活をされているようでありますし、農業用施設の被害で営農を再開することもできない方々も大勢おられるようで、被災者の皆様には心からお見舞い申し上げます。突然襲ってくる災害は無情であります。1日も早い立ち直りを願うものであります。

今回の熊本地震で亡くなられた方の大半は建物の倒壊に巻き込まれ、下敷きとなって死亡しています。今までの地震災害でもそうあります。佐川町でも南海地震の発生の確率が増しています。幸い津波の心配はありませんが、家屋の倒壊については、まだまだ耐震化が進んでいないのが現状であります。佐川町から地震による死亡者を1人も出したくないという思いから、一般住宅家屋の耐震化について質問をさせていただきます。

この質問につきましては、午前中、坂本議員も質問しておりますが、特に私は、命をつなぐ、高知新聞にも「いのぐ」という言葉で、命をつなぐということの連載があっておりましたが、とにかく命を守らなければ次がないと。命を守ることが一番大事だということを常々思っていたわけです。

実は、斗賀野地区のNPOとかの元気村の「好きですとかの通信」、これ4月1日発行でございましたが、そこでも斗賀野の住民の中から1人の命も落としたいくないという思いから、「地震への備えは大丈夫？」ということで、全戸にチラシを配布いたしました。チラシとか通信の中から住民の方に訴えをしたわけでございます。役場がするようなことをやらしていただきまして、役場からちょっと宣伝費をいただきたいぐらいでございますが。そういうことで、とにかく命を守らなければ、あしたへの希望は全然ないということでございます。命を守るということに特化して質問をさせていただきます。と思います。

まず最初に、住宅耐震化の現状についてお伺いします。要耐震化住宅の数と耐震化率、そして耐震化事業の 27 年度の実績と 28 年度の計画の数字について、お伺いいたします。よろしくお願ひします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。まず、住宅の耐震化の現状についてお答えいたします。佐川町耐震改修計画によりますと、佐川町の住宅総数はおよそ 8,400 戸。その内、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された建物はおよそ 5,400 戸、その内、耐震性のないと思われる建物は 4,100 戸であると算出されております。

耐震化事業の平成 27 年度実績につきましては、耐震診断 21 件、耐震設計 11 件、耐震工事 9 件となっております。平成 28 年度予算では、耐震診断 30 件、耐震設計 15 件、耐震工事 14 件を予定しております。ちなみに平成 26 年度の実績としまして、耐震診断 10 件、耐震設計 4 件、耐震工事 4 件でございます。年々申請件数は増加してきておるところでございます。以上でございます。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。耐震化の必要な家屋が 4 千戸以上あると。工事は年に 10 戸程度しか進んでいないと。それを全戸耐震化するには、これは何百年もかかると。年 10 戸だと 400 年もかかってしまうというようなことになってしまっていて、これではなかなか 1 人の命も出さない、あるいは犠牲者を大きく減らすということにはならないというように思われるわけでございます。

通告書には耐震化の達成目標と推進方策の具体策ということを通告しておりますが、この今のまま進めば、到底、先ほど言った犠牲者を大きく減らすことはできなくなるんじゃないかと。そのこととあわせて御答弁願ひたいと思います。よろしくお願ひします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。佐川町耐震改修計画では、耐震化の目標を、計画策定時は 51% でしたけども、目標としましては 90% とすることとしております。が、現実的には、平成 20 年度以降の耐震工事の実績件数としまして、およそ 50 件にとどまっているということがあります。住宅の耐震化を進めていくためには、高知県住宅課との連携をとりながら、住宅所有者への啓発パンフレットやチラシを配布して、戸別訪問による事業説明などを実施しておるところでございます。

また、佐川町独自の取り組みとしまして、耐震工事と同時に施工するリフォーム工事への補助を行っており、平成 27 年度には耐震診断の無料化、平成 28 年度からは耐震設計費の補助額を上乗せすることによりまして、自己負担額を軽減して住宅の耐震化の推進をますます図っていこうと考えております。

4 番（森正彦君）

個人負担、自己負担を軽減して、あるいは戸別訪問して推進を図りたいということですが、それで申請が多く出てきた場合は予算の増額、補正、そういったことが可能でしょうか、そのあたりをお願いします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。この事業につきましては、町のお金だけでやっているものではなくて、当然補助金のほうを、国から、県から補助金をいただいております。ただ、現状の予算ではなかなかその 90% へ向けての実施は難しいところがあるのが現実でございます。

ですから、今後においても国、県に対しまして、耐震対策の制度拡充、それから関連予算の増額といったところを要望して行って、対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

県、国へ要望したら、増額されるのでしょうか。28 年度中。増額ができるのか、あるいは来年あたりから増額の可能性があるのかどうか、そのあたりはどうなんでしょう。

町長（堀見和道君）

御質問いただきありがとうございます。お答えさせていただきます。可能性があるかどうかということに関しては、正直わかりません。佐川町が、これだけ住民の方から耐震診断並びに耐震工事の申請があるという実数をもって力強く要望を、予算要求をさせていただきたいというふうに思っております。

近年、ここ 1～2 年、補正予算もしっかりついておりますので、申請実数が伴えば、力強く要求をして増額をいただけるんじゃないかというふうには思っております。一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、御了解をいただきたいと思います。以上です。

4 番（森正彦君）

住民のニーズの大きさでもって、その要望をつないでいきたいという答弁でございましたが、現在、申請、どれぐらい上がってきて

いるのでしょうか。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。耐震診断につきましては、この4月以降、現時点までですけれども、50件の申請を受け付けております。耐震改修設計につきましては、12件の受け付けをさせてもらってます。耐震改修工事につきましては、4件の受け付けをさせていただいてます。例年からいいますと、かなり早いペースでの申請を受け付けさせていただいております。以上でございます。

4番（森正彦君）

もう既に耐震診断50件、4月以降ですね。2カ月ですか。設計が12件、工事が4件。そうすると、早くも枠に近づいてきておるといふことでもあります。いわゆる早い者勝ちになっているというような状態ではないかと思えます。

一生懸命、役場が耐震診断を無料化、あるいは設計費を5万円上げてとかいうことをしてもですね、実際、危険なので早く安全な状態にしたいと思ってもできない現状にあるわけですね。これ、非常に問題だと思うわけでございます。

確かに、県、国の予算がないとなかなかできないということではありますが、県の担当者に聞いてみますとですね、国費足りなければ再配分という可能性もあるというようなことも言っておられましたのでですね、早めに事業を実施してですね、再配分の希望なんかも出すべきではないかと思えますが、そのあたりの方策はいかがでしょうか。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。実際、議員のおっしゃられるように、当初の想定をかなり上回る形での申請が上がってきていただいています。町としましても、上がってきていただいている分については、何とか対応をしていきたいと。ただ、その当初の予算がありますので、それを超える分につきましては、国、県のほうにですね、強く要望して、その配分のほうをいただけるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

4番（森正彦君）

本当に、なかなか前に進まない。「しもうた、もっと早うやっちゃったらよかった」ということでもあります。私も、取り組みがもっと早うに取り組んでおったら、地域の方にも役に立ったなあと思う

わけです。4月に耐震化しませんかっていうこと出して、その後、熊本の地震が起きたもんですから、しまったなあとか、間に合わなかったかというようなことも思ったわけでございます。

国、県の予算がないので、なかなか前へ進まないということですが、町単独ということの考えはございませんでしょうか、お願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず最初に、国の予算がないからというお話ありましたが、これまで数年間、5～6年かなあというふうに思いますが、当初、耐震化の予算として町が申請をして金額を、予算を決めます。その予算額を執行できてない状況がずっと続いてきてます。それが、各市町村同じように予算を取っても執行仕切れてないという状況が続いてきておりますので、国としては当然、耐震化の予算枠ってというのは、やっぱり減らすことをしないわけにいかないもんですから、予算が、今、押さえられているっていう状況になります。

しかし、国民の命を守るということに関しては、とても大切な事業でありますので、各市町村、申請件数が伸びて実数がしっかり上がってくれば、国としても恐らく補正予算の中で予算措置をしてくるのではないかなあというふうには思っております。

ただ、繰り返しになりますが、今まで予算を取っても、予算を100%執行できてない状況が長く続いてきているという現実があるということをお理解いただきたいというふうに思います。

現時点で、国の予算、予算措置を得られるかどうかはわかっておりません。現時点では町が単独で、この耐震化の事業について、とり行っていくということは考えておりません。以上です。

4番（森正彦君）

確かに私もそのことを承知してまして、やっぱりこれはもったいないと。どうしても、早くとか、もっと広めて行かなければならないということを感じておりました。これも、実は私、昨年から斗賀野地区の自主防災会の会長を受け合ってまして、斗賀野地区の自主防災会の活動の柱として、斗賀野からは1人の命も落とさないことを目指してですね、3月の総会では、命を守るためには家屋の耐震化をすること、家屋の耐震化をすること、地震の発生時に命を守る行動をとること、命を守る行動をとること、この2つに集中し

て取り組もうということをして斗賀野の自主防災会の活動の重点目標としたわけでございます。

家屋の耐震化については、各自主防災会で、1個は耐震工事を実施しましょうよと、そういうことにしたわけです。大方の人が耐震化工事は数百万円要るだろうと思っているようであります。また、実際にどのような工事を実施するのかわからず、補助金のこともよく理解できてないということですね、必要はあると思っても、実際には工事に踏み切れないでいるようでありました。

実は、私の家も昭和51年の建築ですので、耐震化工事が必要であったわけでありましたが、耐震化工事、補助金の内容等を十分理解していなくて、延び延びとなっていました。しかし、やはり家の下敷きになって死ぬのはいやだし、壊れなければ、息子や孫たちが住みたければ住めれると。どうせなら早くしようと思って、去年の10月に決断し、診断、設計、工事と進み完了しました。

そうするとですね、近くに住む兄の子が「うちも昔の家で危ない。耐震化をせんといかんのだが、どんなあんばいだろう」ということで見に行きました。工事を見て、あるいは補助金の制度を話すと、早速耐震化工事へ進み、28年度の耐震対策事業に申し込んでいます。さらに、近所の方も診断を申し込んだそうです。このようにして広がっているわけです。やはり、身近なところで目に見せる実績展示というのが一番効果があるようでございます。

私、この質問早くからこうやって準備しておったわけですが、町は住宅の耐震化に全力で取り組むべきだと。今まで余っていたわけでございますが、そういう状態で危ないんじゃないかということで3月にこのようなことを思っておったわけです。その後、熊本の大地震で、今、足りない状態にはなっておるわけでございますが、自主防災会にこうやって行ったものの、実際はそのことの活動が余りできない状態になってしまったということで、ちょっともどかしさを感じておるわけでございます。

ちょっと話が変わるといいますか、この耐震工事、手持ちの資金がない、あるいは少ない方に対してですね、代理受領制度があるようでございます。その制度があることを伝えているのでしょうか。それとまた利用している方はおいででしょうか。それと、耐震化したいけれども手持ちの資金がない、工事負担金をその融資を受けて実施したい、という人の手立てとかはあるのでしょうか、お伺いします。

産業建設課長（公文博章君）

先ほどお尋ねになりました代理受領制度について、まずは説明をさせていただきます。代理受領制度というのは、昨年12月要綱改定により制度利用が可能となったところでございます。これまでは、耐震化の事業を受ける、補助を受けるためには補助金相当額を含めた金額を、まず用意する必要がございました。この制度を利用することによりまして、補助金請求等の手続を工務店などの事業者に委任することができます。補助金を受領するまでの一時的な費用負担を、まずは軽減をすることができるという制度でございます。

すみません、この、今どれぐらいの方が利用されているのかっていう数字はちょっとまだ把握をできてないんですけども、これは積極的に利用していただけるように説明を尽くしていきたいと思えます。

それから、融資制度のことにつきまして、これは町の制度ではないんですけども、旧の住宅金融公庫、今の住宅金融支援機構のほうで、これはリフォーム融資の制度がございます。リフォーム融資の制度なんですけども、耐震化に要する費用を融資として受けることができるという聞いております。

それから、お尋ねではなかったですけど、高齢者向けの返済特例制度というのもございます。これは満60歳以上の方を対象としました制度でありまして、通常の返還と比べて、月々の費用負担を、満60歳以上の方を対象としまして低く抑えることができるというような制度もあります。これについても説明をしてみたいと思えます。以上でございます。

4番（森正彦君）

ありがとうございます。今はお金がないという人への心配りも必要であると思えます。そうでないとですね、生活に余裕のない弱者が犠牲になるということにもなりますので、何とかできたらいいかなと思えます。

代理受領制度あるいはそういう制度も、やっぱり積極的に町民に知らせていくことも大事であると思えます。しかし、積極的に知らせても、もうあんまり枠がないということで、本当にもどかしさを感じるわけですが、この質問の最後にですね、今回のこういう熊本の大地震でですね、多分、各町村、耐震化を急がれると思えます。国のほうへ要望していかなければならないわけですが、よ

り効果の高い方法を各町村が連携をしてですね、多くの声をまとめて要望をしていくというようなことも必要になるかと思いますが、そのあたり、町長さん、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。各市町村が、それぞれ申請件数が当初組んだ予算よりも上回っていると、いう状況があればですね、そういう状況にある市町村と連携をして要望していくことはとても大切だと思います。ただ、それこそ本当に今まで予算をしっかりと執行できてないという状況が残念ながら続いてきておりますので、まずしっかりと予算を執行する件数を取り組んでいるということがまず大事かなというふうに思っております。

また、私が就任以来、この住宅の耐震化につきましては、かなり強化をしてきました。住民の皆様への広報も工夫をしてたびたびお伝えをするようにしてきてます。県のほうでも、「南海トラフ地震に備えちょき」ということで、テレビCMもやったり、テレビ番組もやったり、いろいろな形でお伝えをしています。広報の本冊のほうでもお伝えもしておりますので、かなり、情報としては住民の皆さんにお伝えさせていただいてるというふうには思っております。

ぜひ、この場をお借りして、住民の皆さん一人一人に、やはり耐震化に向けて関心を持っていただくということをお願いをしたいと思っておりますし、森議員が、自主防災組織の中で、しっかりと地域の皆様に、住宅の耐震化やろうねっていう声をかけていただいと、このことはすごく大切なことであり、ありがたいことだというふうに思っております。

地域の人であれば、どこの家が築何十年と、古い家だねっていうのが多分わかっていると思います。それぞれの地区地区で、自主防災組織の皆様が家をお尋ねいただいて、「誰々さん、住宅の耐震診断やったかえ」って聞いていただいてですね、今は診断ただやし、耐震設計も補助金の上積みもあるし、実際工事やっても、120～130万ぐらいで終わると自己負担は30～40万で済むよとか、そういうことを経験の中で自主防災組織の活動として広げていただく。行政と自主防災組織、行政と住民の皆さんが一体となって、この住宅の耐震化に臨むということが一番大事な部分ではないかというふうに思っております。

行政も、引き続きしっかりと取り組みをやっていきますので、ぜ

ひ、森議員も率先をしてこの活動を広げていただけるようお願いを申し上げたいというふうに思います。以上です。

4 番（森正彦君）

激励をしていただきまして、ありがとうございます。ほんとに、現場から、あるいは自分の身近な人から、現場でこのことをやっぱり必要として、やっぱり広めていくという活動を、自主防災会のほうでもしていきたいと思って取り組んでおるところでございます。ほんとに人ごとではないわけでございますので。

少し聞き落としておりましたが、耐震工事の平均的な金額というか、と、自己負担の金額をちょっとお願いしたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

その家の構造とか、その改修の規模とか、さまざまだとは思いますが、平均すると、その耐震工事にかかる費用としましては140～150万ぐらいではないかと。今、その補助としまして、90数万出ておりますので、自己負担としましては50万程度ではないかと。規模等いろいろあるんですけれども、大体それぐらいを見込んでおるのではないかと思います。以上です。

4 番（森正彦君）

平均140～150万程度ということでございますが、確かりフォーム助成もありましたよね。リフォームした場合は、プラス20万。そうすると、もう少し自己負担が減ってくるのではないですか。リフォームが30万。そうですね、上限92万5千円、当時、リフォームをその際にすれば、122万5千円になるのではないかと思います。それがありますよねということの確認と、そのリフォーム助成の予算枠はどれぐらいあるんですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。リフォーム助成の30万円につきましては、これ、町単独の予算になっております。この予算の枠を、総額、今年度いくらとってるかということは、後ほどまたお調べしてお答えをさせていただきたいと思います。

リフォーム助成に関しましては、あくまでもリフォーム工事、水回りとかですね、部屋のクロスの張りかえとか、天井の張りかえとかですね、そういうリフォーム工事に対して30万の助成ということになっておりますので、耐震工事に、さらに耐震工事の上乗せとして30万使うことはできませんので、そこをもう少し今年度は、ち

よっと柔軟にできるように考えてもいいかなあというふうには、今思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。やっぱり、昭和 56 年以前ですかね。もう大分古くなってまして、その耐震化工事やる場合には筋交い入れたり、せんといかんわけです。その場合、あれ、天井もつつきますので、やっぱりリフォームになってしまうんですね。そういうことでもありますので、町長、柔軟な対応ができるようにということですので、そのあたりも伝えてあげれば、比較的踏ん切りがしやすいかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

最後に、国、県に、どうぞよろしく願いしたいと思います。この質問は、これで終わらせていただきます。

次にはですね、もう一つ命を守ることで大切なことはですね、やっぱり、一人一人が、初期に動向をどうするかということが大事であると思っておるわけでございます。私は常々、今までの町の取り組みはですね、個人、家庭への防災対策の取り組みが遅れていると思っていました。防災訓練も、消火や人工呼吸、炊き出しなどでございまして、もう一つ、これでいいのかなあということを思っていました。

また、自主防災会の活動についてもですね、組織はしたけれども何をしたいのかわからないという組織がほとんどで、何か、もう解散する自主防災組織も出てきております。そういった中でですね、役場ももっと自助に関する初期行動、自分の命を守る、家族を守ることの行動の徹底をすべきではないかと思っていました。

そういった中でですね、佐川町では、昨年 11 月でしたか、我が家の災害に備えるチェックシート、我が家の避難行動計画というシート、チラシといいますか、こういうものを作成してくれました。私は、これはもう大変よいと。本当にこれをすべきだったんだと思いました。佐川町は津波はありませんので、台風や大雨と地震が自然災害の対象になるわけです。そのときどう行動するか、その行動によってですね、助かることも、命を失うこともあると思います。このシートにはですね、台風や大雨のとき、あるいは地震が発生したとき、どのような行動をとるか、家族で話し合っ、確認しておきましょう、決めておきましょうということができるようになって

おります。

また、家の周囲や屋内の安全確保という災害に備えての準備等がチェックできるようになっています。このシートで、町の全戸が確認をし、対策を取れば、被害は大きく減少すると思います。このシートを使って、町の危機管理室ではですね、昨年12月から3月にかけて、モデル的に7カ所防災サロンを開催しております。集落の全戸に呼びかけ、複数の家族が参加し、このシートに従って、行動の確認や備えについて、集落のみんなでグループをつくって話し合うものであるわけでございます。私の集落でも実施しましたが、大変よい会、よい話し合いができたと思っております。

大変よいシートですが、しかし、もしこのシートをですね、各家庭に配布するだけとしたらですね、せっかくいいものが利用されずに終わることとなる可能性が大であると思っております。やはり、サロン形式で話し合うのが一番効果が上がると思っておりますが、ここから質問ですが、災害の際に、命を守るため、我が家の災害に備えるチェックシートの、あるいは家の避難行動の周知徹底をどのように考えているか、全集落でサロンを開催するつもりがあるのかどうか、このことについてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

総務課長（横山覚君）

お答えをしたいと思います。今、御紹介がありました防災まちづくりサロンでございますけれども、この取り組みにつきましては、御家庭の防災対策の状況や避難の方法、そしてその際、課題などをそれぞれに考えていただきまして、家族あるいは自主防災組織内での共通認識をしていただくことによりまして、大きな災害が発生したときにも混乱することなく、自主的に対応できる地域づくりを進めていくことを目的に、昨年度から取り組んでおります。

昨年度は、御紹介もありましたけれども、中本町や虎杖野を初め7地区の集会所へそれぞれ出向きまして、その地区の自主防災組織の住民の方にお集まりいただきまして、7地区、合計147名の方に防災チェックシート及び避難行動計画シートの作り方を学んでいただくとともに、各家庭での防災対策の状況や課題、避難方法などについて考えていただきました。

本年度におきましても、佐川町自主防災組織連絡協議会と協議をしながら、サロンを開催する地区や開催日、これを決定いたしました。

て、年度末までにことしの目標では 10 地区を目標に開催をすることになっております。

順次、議員申しましたとおりにですね、佐川町全地区にこの取り組みを展開をしてまいりたいですが、計画的な取り組みとして年間、今のところ、ことしは 10 地区ですけれども、始めさせてというか推進をさせていただきたいと思っております。以上です。

4 番（森正彦君）

年間 10 地区でサロンを開くということのようでございますが、そうすると、それまでにこれは各家庭へ何らかの形で配布するということになるのでしょうか。

各家庭へこれは、仕上がったら各家庭へ何らかの形で配布するということになるのでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。今、避難シートをですね、最終チェックをしております。あと詰めができましたらですね、各家庭にお配りしたいと考えております。

4 番（森正彦君）

各家庭へ配布する。多くの人、見てくれるだろうとは思いますが、なかなか徹底にならないんじゃないかと私は考えております。せっかくいいものができてます。けど、大事なものは、そのことを徹底して命を守る、家族を守る、地震に備える、いうことでございます。せっかくいいものができたのの効果を、最大限上げる方法というのを私は考えるべきだと思います。

それこそ 106 集落ありますので、年に 10 個では 10 年かかってしまいます。やっぱりもっとスピード感を持って取り組むべきじゃないだろうか。悪く言うたら、これつくって終わりになることにもなってしまうようなことにもなるわけです。もっとスピード感を持って住民に周知できないか、あるいはサロンをもっと多く開催できないか、そのあたりいかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。確かにですね、年間 10 ですと、106 自治会でございますので 10 年。自主防の組織でありましたら、今 90 が立ち上がっておりますけれども、それでも 94.1%の組織率ですので、それこそ 10 年弱ぐらいになってしまいます。

問題はですね、今回も危機管理対策室挙げてですね、防災サロン

に取り組んでおりますが、やはりマンパワーというものが必要で、と言いますか積極的に進めていくためにはマンパワーが必要だというふうに思っております。

ですが、この問題を解消するにはですね、やっぱり人数が必要ということですので、今回いろいろな打ち合わせ、協議を内々にしておりましたですね、本年度10地区なんですけれども、その開催をしました折にはですね、その開催地区に在住します職員、これをサロンに参加をさせ、そしてサロンの体験をさせます。そしてその体験を通して、このシートのつくり方、それからサロンの流れ、こういうものを習得してもらおうと。そういう方法でサロン運営が行えるような職員数を増やしていきまして、サロンの開催が手分けて行えるような体制をとることができないかというふうに思っていました、その取り組みをしていきたいなというふうに思います。以上です。

4番（森正彦君）

マンパワーが足りないということですが、マンパワーはたくさんあると思います。こういう、住民の命にかかわること、あるいは災害に備えること、起こってからの悲惨なことを目の当たりにするとですね、やはりここは、役場の職員がですね、一丸となって、これそんなに難しいことじゃないんです。その危機管理室の職員じゃないとできないような内容ではないわけです。

1つの集落へ、あるいは自主防災組織へ、危機管理室の人が1人行って、あと役場の職員が2～3人ついて行くとかいう方法もとれるのではないかと。先ほどおっしゃってましたその地元の職員、地元の職員がいないよって、小さく捉えたらいないよってという集落もあるかと思いますが、大きく捉えれば、斗賀野なら斗賀野に大分おるわけです。あるいはまた自主防災組織にも協力してもらえる。で、やれる方法を考えると。

先ほど町長さんが言ってましたが、地域の方が頑張ってくれるのが一番ですよってということもありましたので、私は自主防災組織もですね、先に言いましたが、何してええやらわからんということでも活動が停滞しているところもあるわけです。そういったところやったら、喜んでですね、やりましょうってということになるかと思うんです。

そういう視点でですね、スピード感を持って早期に仕上げていくということにしたら、せつかくいいものが無駄にならない。目的が

達成できると。町民の幸せを守るといふことの目的が達成ができるというふうに思われますが、最後になりますので、町長に答弁をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。大変貴重な御意見をありがとうございます。森議員のおっしゃるとおりだと思います。総務課危機管理室に自主的にいろいろ考えて、しっかり現実的に進め方を検討してくれという指示はしました。

担当も、いろいろ試行錯誤しながら考えていると思います。もう一度、総務課長と私も入って、どうすればもっとスピード感を持って進められるかということ、方策を考えたいと思います。本当に貴重な意見ありがとうございました。以上です。

4番（森正彦君）

どうもありがとうございました。今回、私は、特に命を守ると言うことに集中して質問させていただきました。松浦議員、坂本議員も貴重な御意見をお聞きしまして、総合的に町民の命を守るということを徹底して取り組んでいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

副議長（岡村統正君）

以上で、4番、森正彦君の一般質問を終わります。
ここで、2時35分まで休憩します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時35分

副議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き、一般質問を始めます。

森議員の質問に対して、執行部からの答弁がございますので、よろしくお願いをいたします。

産業建設課長（公文博章君）

森議員に、休憩前に御質問にお答えできなかった分がありましたので、すみません、お答えします。

耐震改修リフォーム補助の予算を今年度は360万円、予算をとっております。1件30万円ですので12件分を予算化しております。これの件数につきましては、その耐震の改修工事とあわせて使用で

きるリフォーム補助ですので、耐震工事の件数によってきますけども、予算としては 360 万円確保しております。以上でございます。

副議長（岡村統正君）

それでは、引き続き、1 番、下川芳樹君の発言を許します。

1 番（下川芳樹君）

1 番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い 3 点の質問をいたします。

質問の前に、先月 5 月の 17 日高知新聞に掲載された、自伐型林業で森林を救えと題した記事について、一言所見を述べさせていただきます。

記事の内容は、「山林管理を森林組合などに委託せず、所有者や地域住民らで行う「自伐型林業」が全国に注目されている。中でも高岡郡佐川町は先駆的な自治体の 1 つで、伐採や搬出技術などを学びながら林業家を目指す、地域おこし協力隊員「キコリンジャー」を 2 年前から採用し、役場には専任係を設けている。国も自伐型を地方創生の代表施策と挙げるが、新規従事者が独立し生計を立てるには、数々の課題が見えてくる。日本一の森林県として自伐型林業が地域の森や未来を切り開いてくれるのか、佐川町の取り組みから探った。」との書き出しから始まっていました。

佐川町は、自伐型林業に特化した地域おこし協力隊の採用や役場内への専門部署、産業建設課内に自伐型林業推進係の配置などが、先進的な取り組みとして全国に注目されるとともに、2014 年には石破地方創生担当大臣の、地方創生の鍵であるとの国会発言もありました。その翌年には、地方創生の 1 つの柱として、自民党内で自伐型林業普及推進議員連盟が結成されました。

このようなことから、佐川町には 2014 年以降、全国から視察が相次いでおり、岩手県陸前高田市は視察後、自伐型に関する住民調査を行い、6 割がみずから山を手入れしたいとの回答を得て、本年度より佐川町に倣い自伐型専属の地域おこし協力隊員を採用することでした。

また、奈良県吉野町でも、本年度から自伐型推進の部署を新設するなど、森林の有効活用を探る中山間地の自治体の中で、佐川町の取り組みが全国的な広がりを見せつつあるようです。私は、我が町の先進的な取り組みを、一町民として、また町議会議員として大変誇らしく思う反面、この取り組みの成功を微力ながら支え、しっか

り見届ける責任についても大いに感じるところであります。

新聞記事にあった「自伐型への新規従事者が独立し生計を立てるには、数々の課題が見えてくる」との言葉どおり、乗り越えていく課題は少なからずあると思います。ぜひ、佐川町民が結集したチームさかわの力で、これらの課題を解決し、全国の先頭を歩んでいけるような取り組みとして、町民が全国に誇れる事例となりますよう、強く希望しつつ、自伐型林業の課題に関する質問に入りたいと思います。

初めに、自伐型林業で経済的に自立するためには、副業による収入がある程度必要ではないかとの考え方について、お伺いをいたします。

私も、地域おこし協力隊が自伐型林業による収入だけで佐川町に定住するのは難しいとの考えであります。前段にお話ししました新聞記事には、自伐型林業を約 10 年前から提唱し、全国に広めてきた N P O 法人土佐の森・救援隊の中嶋建造理事長の言葉として、長年の経験から「自伐型林業家は、1 人 30 ヘクタールの山林と、農業など副業との組み合わせで安定した生活ができる」とする内容が掲載されておりました。

町は、2023 年度までに 50 人のキコリンジャーを採用するとの計画ですが、自分の山林や農地を持つ町民の皆さんとは異なり、土地を持たない地域おこし協力隊員が、1 人 30 ヘクタールの山林を集約しつつ林業収入のみで生活を営める経営方針を、佐川町では確立しているでしょうか。この点について、まずお答えをいただきます。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。これまで、自伐型林業を進めてきた中で、専業としてできる目安として、1 チーム 3 人から 5 人で 100 ヘクタールの山を管理していき、1 人当たり 30 ヘクタールあれば専業できるとしておりました。

しかし、昨年度中に自伐型林業による収入を試算しましたところ、間伐等の補助金があれば 30 ヘクタールで生計は立つと思われまじく、補助金のほとんどは 60 年生までの植林が対象となっております。今から 10 年から 20 年後に補助金の対象から外れた山林で、林業を専業として続けるためには、1 人当たり 50 ヘクタールが必要だと考えております。この場合も、間伐材を搬出する作業道が整備できていることが前提となりますので、山林の路網整備が専業する

ための1つのポイントとなります。

さらに、50ヘクタールの面積を10年サイクルで山林を整備をする場合、1年で5ヘクタールの作業が必要となります。町内はヒノキが多いため、間伐率の20%、作業道を1ヘクタールに300メートルつくるとした場合、1年で作業道を1,500メートル開設、木材を390立方搬出する必要があるとございます。

高知県の年間降水量を考慮しますと、年間で250日程度の作業が可能となります。作業道を1日平均16メートル、木材の搬出を1日平均2.5立方できる技術が必要となります。この数字が自伐型林業で専業を目指す地域おこし協力隊の目標になると考えております。以上でございます。

1番（下川芳樹君）

お答えをいただきました、チーム3から5人で100ヘクタールの山を管理をするというふうなことでしたが、その補助金の関係で、60年生の山がどんどんその施業地から抜けていくと。抜けていった場合には1人50ヘクタール、作業道をつけながら管理をしていくと。10年間の中で毎年1,500メートル程度の作業道をつけ、なおかつ1日当たり2.5立方の材を搬出すると。年間の勤務時間としては250日程度というふうなことですよね。

これは実際にですね、現実的に考えて実現できる数字だとお考えでしょうか。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。その作業道を1日平均16メートル、木材の搬出を1日平均2.5立方、これにつきましては、現実的にできる作業量ではないかと考えております。以上です。

1番（下川芳樹君）

木材の単価なんですが、先ほどもちょっと説明しましたように、持ち山を持たない地域おこし協力隊の皆さんが、その2.5立米、日当たりで搬出して、その利益率としてですね、収入額はどれぐらいになるんですか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。1人当たり2.5立米ということで、大体、ヒノキもしくはバイオマスの燃料として活用する、販売をする場合を考えて、平均立米単価1万円と計算すると2万5千円になります。

搬出の経費がかかります。あと人件費もかかります。あと、山主に対しましては、施業管理委託の中で、販売材価の10%ぐらい、今は10%という目安をつけてます。その程度のお金をお戻しするというので、1人の1日の人夫代として1万8千円から2万円ぐらい、そのぐらいにはなる計算で今考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

1人1万8千円から2万ということで、年間の稼働日数が250日、多ければ500万円ぐらいの所得になっていくというふうなことでよろしいですね、よろしいわけですね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。250日の中で、作業道をつける日もあります。伐採をして、伐採だけで終わる日もあります。搬出に特化する日もあります。250日全て、材を伐採をして出してくるというわけではありませんので、全て伐採をするという計算では、そのような数字になりますけども、専業でも16メートルの道をつけられる腕を身につけて、しっかり伐採をして、それに対して材価も平均当たり1万円ということであれば、今の計算で、やっぱり350万から400万ぐらいは売り上げが上がってくる、というふうに考えてます。

その中で、個人的な例えば、携帯電話の通信費ですとか、具体的に移動にかかる経費とか、そういうのもありますので、実際その所得っていう部分でいくと、もう少し少なくなるとは思いますが。以上です。

1 番（下川芳樹君）

350万から400万というふうなことで、なかなか御家族が多くって子供さんがたくさんいらっしゃる、それ以上の所得を求めたいというふうな思いの方もいらっしゃるというふうに思います。私が前段で申しましたように、自伐型林業、副業と抱き合わせるのが絶対がいいなあというふうに感じております。

次に、自伐型林業と副業の必要性についてお尋ねをいたします。

先のNPO法人土佐の森・救援隊の中嶋理事長の経験に倣えば、30ヘクタールの山林と農業など、副業との組み合わせで安定した生活ができると。安定した生活のための副業の必要性について述べております。

私も、林業と農業の組み合わせということについては、地域おこ

し協力隊の経済的な安定を図るために必要であると思います。昨年の6月定例会で質問をさせていただいた集落営農と集落営林への地域おこし協力隊の参入について、再度お尋ねをいたします。

御存じのように、日本の農業は、高齢化による離農と就農者不足から農家人口の減少が進み、国においても食糧自給率向上と国土保全の観点から、さまざまな対策を模索しております。佐川町でも、近年、遊休農地が目立ち始め、あと10年もすれば、高齢化した農業従事者の離農もピークを迎えることが予想されます。このまま何もせず、農業後継者育成への対策を怠れば、町内にある現在の農用地を維持することすら困難な状態となるでしょう。

そこで、来年度から本格的な活動を開始する町内の集落活動センターを中心として、集落の営農や環境、農村の景観を守るための活動組織、集落営農への取り組みを検討してみたいはいかがでしょうか。加茂地区においても、高齢化に伴う将来の農業への不安や、離農した農家の農地を誰が管理するかなど、農業への課題も多く、集落営農による解決の方法を行政機関や地域の農業組織の皆さんと話し合っております。

そこで問題となるのが、運営する組織の担い手と、農繁期のみ必要となるオペレーター等の人材確保です。集落営農組織のオペレーターやスタッフを、地域おこし協力隊が自伐型林業の副業として担うことで、地域の農業を住民と一緒に守る取り組みとすることはどうでしょうか。あわせて、この取り組みを通じた地域との交流の中で、住民への森林保全に対する啓蒙・啓発を進め、森林整備を集落単位で行う集落営林へと発展させることができると考えられます。森林面積を地元の力で集約し、林業収入の確保へとつなげていくことができれば、まさに双方にとって一石二鳥の方法だと思います。

前回の質問では、産業建設課長より「担い手不足や高齢化の進む集落に地域おこし協力隊が入り、集落営農や集落営林に取り組みたい。集落や地域を大いに元気づける活動の展開になると思う。地域へ入り、集落と一致協力してもらえたい」との力強い答弁をいただきました。

あれから丸1年が経過しましたが、この取り組みについて、具体的な地域へのアプローチなど、行われているのでしょうか。取り組みの進捗状況と自伐型林業の副業として提案したこの取り組みをどう捉えているのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。先ほど言われました副業のことですけれども、地域おこし協力隊が自伐型林業で定住をしていくためには、副業というのは重要なポイントになってくると思います。協力隊の中には、定住を考えて行く上で農業を検討している人や、もともと農業にも興味のある人もおりますし、実際に農業のアルバイトをしている方も数名いらっしゃいます。地域の拠点組織とのつながりを持つということは、非常に大事なことであります。

以前に御提案をいただきました集落営農に参加をするということは、単純に副業ができるということだけではなくて、地域の担い手となっていくことで、最後は家を借りたいとか、農地を借りたいとかいった場合でも地域の方の情報や協力が得られやすくなるものだと考えております。それが、まさに定住につながっていくのではないかと考えております。

また、林業をするための山林を集約する場合、この場合につきましても、当然、地域の方の御協力をいただければいけません。特に、各地区にできます集落活動センター、そちらとの運営組織とうまく連携をしていくことが大事でございます。本年度からは、町が管理者となる形態で、地域と連携した集約につきまして御相談をさせていただきながら、林地の集約を進めていく所存でございます。

地域おこし協力隊が、自伐型林業や住民としての活動をきっかけにし、積極的に地域とつながり、交流を深めていくと同時に、その山林の集約も進めるということで、地域にある山を地域に住んでいる人で管理するとおっしゃられる集落営林の形ができ上がっていくのではないかと考えております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございます。まさにそのとおりであろうかと思えます。高知新聞の記事の結びの中に、自伐型林業に詳しい九州大大学院森林政策研究室の佐藤宣子教授の心に残る一説がありました。「促成栽培的には自伐林家は育たない。自治体も腰を据えしっかり育成していく必要がある」と、長期的な取り組みを求めています。

せっかく育ちつつあるキコリンジャーが、経済的な自立への不安を抱え、道半ばで佐川町を撤退しないように、町はしっかりした道筋を立てて、長期的に支えていく責任があります。ぜひ、地域の住

民と地域おこし協力隊員が、同じ課題を協力し解決していくことで、お互いに幸せになれる道筋を、私も応援いたしますので、しっかり実行していただきたいと思います。

また本年度から始まったさかわ発明ラボとの連携により、自伐型林業とデジタルファブリケーション、組み合わせで佐川町を新しいものづくりの町とする考え方など、新たな取り組みも始まっています。自伐型林業で日本をリードする佐川町の実現に向けた町長のお考え、決意などがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。以前も、答弁でお話をさせていただいたと思いますが、林業に取り組んでいくということは、大変ハードルも高い部分もあります。大きな仕事でもあります。簡単に一朝一夕にできるものではありませんので、10年、30年、50年、しっかり腰を据えてやっていかなければいけないというふうに思っております。ただ、私の任期は4年でありますので、4年の中でできることをしっかりやっていくということを、いつも肝に銘じて取り組みをしています。

今、3期目を迎える地域おこし協力隊員が3名います。この3名とは個人的にしっかり面接をしながら、一人一人実際地域おこし協力隊を卒業した後に、どのような生き方をしたいのか、どのような仕事でなりわいを立てていきたいのか。個々に話をしっかり聞いています。専業でやっていきたいという協力隊員もいますし、副業でやりたい、具体的にこんなことを副業でやりたいというアイデアを持ってる人もいます。山に入りながら多様な仕事をしていきたいという人もいます。その3名の方は、それぞれ、現時点では卒業後佐川町に残って山にかかわる仕事をしていきたいというふうに言ってくれております。それが何よりも喜びであります。

この取り組みを、一つ一つ確実に、その人のなりわい、人の生き方という部分にもかかわってくる部分でありますので、しっかりと受けとめて、持続的に、この自伐型林業の取り組みが広がっていくということにチャレンジをしていきたいというふうに思っております。

日本全体で見ると、林業の担い手が不足をしています。佐川町で、10年間で50名の自伐型林業の地域おこし協力隊を採用したいとい

うことで長期的な目標を立てています。50人全てが佐川町に残るかといいますが、なかなかそうはいかないんじゃないかなあというふうに思っておりますが、佐川町での活動が林業を仕事とする、なりわいにするというきっかけになってですね、日本中の山を守って、先人から受け継いだ人工林をしっかりと所得にかえていって、災害にも強い山をつくっていく、そういう担い手に力強くなっているだけでいいというふうに思っております。

この取り組みは、本当に大切なことだというふうに認識をしております。課題はありますが、確実に、今、乗り越える努力、取り組みを前向きに進めておりますので、ぜひ、また引き続き御支援をいただければというふうに思います。以上です。

1 番（下川芳樹君）

佐川モデルが全国に発信できますように、しっかり頑張ってくださいよう要望いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

2 番目の質問です。

次に、自伐型林業と防災について、お尋ねをいたします。

昨年の12月定例会で、県河川日下川、長竹川への対策について質問をいたしました。9月24日の集中豪雨や11月13日夜半の降雨による日下川、長竹川の氾濫は、河川勾配が緩い中で、局地的に大雨が降ったことの要因も1つでございますが、加茂地区の土地の形状が以前と比べ大きく変わってきたことも重要な原因であります。土地が大きく変わったものとして、メガソーラー発電の建設予定地や霧生関などの大規模造成工事、新たな宅地の造成や休耕農地などの面積増加があげられ、この要因で、河川への水位到達時間が早まったことや河川に流入する土砂が増加したこと、これに局地的な集中豪雨が重なったことによるものであります。

今後は、適正な河川断面の確保と河川への土砂の流入防止策が重要であり、河川の早期浚渫実施を県に働きかけるとともに、町は周辺より河川へ流入する土砂の防止策を講じるべきだとお伝えしました。このような河川の状況は、加茂地区だけではありません。町内各地区にある県河川、町河川でも周辺の山林や荒廃農地などから土砂が流入し、河川の浚渫や葦の撤去を求める住民の声が多く聞かれております。

予算の関係で早期の実施ができない状況にあります。住民の声が多く上がっておりますが、予算の関係で早期の工事実施ができない

状況であります。これらの原因である山林や荒廃農地からの土砂の流出を防ぎ、健全な河川断面を維持する防災対策が急がれます。その対策の1つとして自伐型林業を活用し、河川周辺山林を適正かつ計画的に管理することで、森林の持つ多面的機能を向上させて、河川への土砂流入を防止するとともに、雨水到達時間を緩やかに保つ具体的な対策を進めてみてはどうかとの提案であります。

先の質問でも申し上げましたとおり、高齢化に伴う遊休農地の拡大や森林産業の低迷による山林の荒廃等が加速度的に進んでいる中では、集中豪雨によって降った雨が保水力のない山林や荒廃農地から多くの土砂を伴い、一気に河川に流入してきます。このまま状態を改善しなければ、いくら河川の浚渫を行っても、次に降った雨で、また土砂が河川に堆積するというイタチごっこの繰り返しです。

御存じのように、森林や農地が持つ多面的機能が持続的に発揮されることによって、治水ダムや砂防ダムとしての防災効果など、たくさんのメリットを引き出すことができます。河川周辺に位置する地元からの情報や、本年度より導入する森林ICTプラットフォーム等の機能を活用して、十分に能力を果たせなくなった森林のエリアを、河川への影響などに配慮した防災情報とつなぎ、優先的に森林施業することで、地域住民にも支持される防災も兼ねた自伐型林業へと発展させてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。下川議員のおっしゃられるように、山林には多面的な機能がございます。山林を適正に管理していくことで、河川への土砂の流出、急激な増水による水害、これらを軽減することができると思っております。

森林の土砂流出抑制機能と雨水を浸透させる能力につきましては、過去に研究が発表されておりました。適正に管理された山林での土砂の流出量は、1ヘクタール当たり年間2トン、裸地の場合は、その150倍の370トン、草地では7.5倍の15トンの流出量となっております。山林には、高い土砂の抑制機能があることが証明されております。

一方で、雨水を浸透させる能力、これにつきましては、管理をされた森林では1時間あたり258ミリメートルの浸透能力がありまして、これは裸地の3倍、草地の2倍の水を地下に浸透させると言わ

れております。

このように、適正に管理された山林には、天然のダムとしての役割を果たしてくれる機能がございます。しかし、町内の多くの山林では、間伐の遅れで木が密集し、下層木が育っていないなど管理がされておらず、本来のあるべき山林の機能が発揮できない状態だと思われま

す。そこで自伐型林業では、山林の管理ができるように壊れにくい作業道を入れ、皆伐は基本的にせず、これから価値の出てくる木を残すように間伐を繰り返していくことで、後世に価値のある山林を残す山づくりを目指しております。この考え方が、現在失われつつある山林の多面的機能を回復させる施業方法だと確信をしております。

これも自然相手のこととなりますので、すぐに結果が出るとは思いませんけれども、自伐型林業の普及による山林の多面的機能の回復、これが5年後、10年後には、天然のダムとしての機能発揮につながり、これこそ防災対策の一翼を担えるように、事業を推進してまいりたいと考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

前向きなお答えで、私もほっとしております。国土交通省は、5月の30日、過去最大の水位実績などをもとに設定した想定最大規模降雨で、仁淀川や四万十川などの大規模河川が氾濫した場合の浸水域や家屋倒壊が発生する範囲を公表いたしました。

仁淀川流域では、約700ヘクタールのエリアで家屋倒壊の恐れがあるとされています。近年多発するゲリラ豪雨などに対応するため、昨年水防法が一部改正されたことによる措置で、全国を15ブロックに分け分析しているとのこと。今後、同省や気象庁、関係自治体などで行う協議会で減災対策を検討するようです。

高知河川国道事務所によると、仁淀川流域で想定最大規模降雨48時間の総雨量が904ミリであった場合、高知市、土佐市、いの町、佐川町、日高村の5市町村で、約4,800ヘクタールが浸水し、このうち約700ヘクタールで家屋倒壊の恐れがあると言います。浸水の深さは、日高村岩目地の12.8メートルが最大で、同村の日下川流域などで10メートルを超える場所があるとのこと。

佐川町の加茂地区は、日高村岩目地から2ないし3キロ圏内に位置し、河川標高においても2～3メートルしか変わりません。想定

最大規模降雨は千年に1回程度を下回る発生確率とするものの、四国地方整備局担当者は、いつ降ってもおかしくないを意識してほしいと話しているそうですし、昭和50年の台風5号では、この規模の雨量を実際に経験しています。

地球温暖化の影響による異常気象は、既に通常気象の域に到達しており、早めの対策が望まれます。国や県などが行う大型事業がすぐに導入される計画がなければ、各自治体で知恵を絞り、住民の協力を得て、できることを早く実行していくべきだと考えます。先ほどのお答えの中で、特に、自伐型林業を進めていく上で、23年度までに50人、地域の中で自伐型に取り組む地域住民の方が拡大をしていっても、全ての山を施業していくには、ものすごく時間がかかります。先の提案のように、直接河川に影響しそうな、流水面積の中にある危険な山から施業していく、そういうことの取り組みはできないでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。危険な山からという御提案でしたが、施業するにはですね、林地の集約、地元の皆様の御協力がどうしても必要になってきます。すばらしい考えとは思いますが、それこそ、集落の皆さんとどのような連携を図って山林の集約を行っていくのか、具体的にどこの山に手を入れることができるのか、そのあたりを、連携をして協議をさせていただきながら進めていく必要があると、検討をしていく必要があると思います。

なかなかすぐに、これが前向きに進んでいくということはちょっと難しいのかなあというふうに思っておりますが、それこそ、集落活動力といいますか、住民力といいますか、行政と住民の皆さんが一緒になった一体となった取り組みが必要なのではないかとこのように思っておりますので、ぜひ、加茂地区におきましては御協力をいただければというふうに思います。以上です。

1番（下川芳樹君）

加茂地区でもそうですが、ほかの地域もそうなんです。前段で申しましたように、副業の関係で話をしました。集落営農の取り組みと集落営林の取り組み、この取り組みを進めていく中で、山林が果たす役割、先ほど、課長のほうが申しましたそういう能力をこれから生かしていく、地域を守っていくためには地域の山林、農地を守っていく、そういう意識を、地域の皆さんと共有することで、そこ

に力を結集することが可能じゃないかなと、そういうふうを考えます。

来年から集落活動センター、4地区で稼働するようになります。佐川の総合計画、みんなで一緒に町をつくろうっていうふうな大きな旗を振ってます。ぜひ、町民の役割、行政の役割、しっかり行政がその先導役になって、いいことはいいことでどんどん前へ引っ張っていただいて、本当にこれをするので、地域がよくなるんだ、防災力が高まるんだ、景観が美しくなるんだ、地域が守られるんだというふうな意識の高揚をぜひ図っていただきたいというふうに思います。

自伐型林業で、地域の防災が促進される。地域住民と防災をつなぐ意識が、行政や地域おこし協力隊の力で共有でき、自伐面積の集約が広がるというふうなことを大いに期待をいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

最後の質問に入ります。町内にできる集落活動センター同士の連携について、お尋ねをいたします。

既に開所されている尾川地区の集落活動センターたいこ岩に続き、来年3月末には、斗賀野、黒岩、加茂の3地区で集落活動センターが開所される予定です。町の中心部を除く4つの地域で、地域の特色に沿った活動に取り組んでいける拠点ができることは大変喜ばしいことであり、残る佐川地区での早期の拠点開所を大いに期待しているところでもあります。

私はこれまで、地域の拠点である集落活動センターの設置を訴え、設立後の行政支援についても提言をさせていただきました。来年度からは4カ所の拠点で、地域住民が自分ごととして地域の発展を目指す取り組みを進めていくこととなりますが、地域単位で行う取り組みだけでは、佐川全体のメリットが十分に発揮されません。行政との協働の取り組みを実現し、それぞれの地域の住民が同じ目線で佐川全体の課題を共有し、ともに協力し合っていける場づくりが必要だと考えます。

そこでお尋ねをいたします。第5次総合計画を町が進む未来への羅針盤として住民とともに推進するためには、地域の拠点である集落活動センターやあったかふれあいセンターとの連携が必要不可欠であります。また、産業、観光、健康づくりの推進においては、行政はもちろんのこと、それぞれの集落活動センター同士の連携が

望まれます。

産業面においては、地域の特産品を地域の集落センターのみの販売とせず、各地区のセンターの特色を生かした共同販売とすれば、品数も増え、来客機会も増加することが見込まれます。観光面においては、町の観光協会との連携はもとより、センター間をつなぐ観光ルートを構築することで、町内の休憩や昼食、土産物販売所として、また観光ガイドの待機場所としてなど、さまざまな取り組みが考えられます。また、健康づくりにおいては、センターを活用した健康づくり教室や健診、健康福祉課が3月定例会の質問以後、1歩前に踏み出して取り組んでくださっている、ウォーキングで健康の輪を広げよう事業などを活用した地域地域にあるウォーキングコースをめぐるながら楽しめる健康づくりや観光なども体験できます。

せっかくできる地域資源を有効に活用し、行政課題をつないで、まじめに、おもしろく進めていってはいかがでしょうか。県においては過日、高知県集落活動センター連絡協議会を設立し、県内集落活動センターの運営組織同士のネットワークづくりを進めていると聞いております。

町においても、町内のセンター同士を結ぶネットワークづくりを行うべきだと考えますが、お考えをよろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。集落活動センターにつきましては、下川議員もおっしゃるとおり、地域が主体的に企画運営をしていきながら、地域活性化につながる取り組みであれば、観光、健康づくり、地域産業の振興、地域福祉の推進、また防災など、あらゆる分野での活動が可能となっております。そうした点から言いますと、分野間の連携、地域間の連携の拠点としまして集落活動センターが機能することは、それぞれの分野、地域単位で取り組むよりも相乗効果がより生まれると考えております。

そこで、下川議員もおっしゃいましたが、想定されます具体的な取り組みの1つとしまして、まず観光による連携が考えられます。現在、上町地区への観光客は順調に増加をしております。今後、上町へ訪れました観光客の皆さんが各地区へも訪れてもらうことが、佐川町全体の観光を考えていく上では大変重要なこととなってきます。

そこで、集落活動センターは、各地域へ観光を誘致するための拠

点になり得ると考えております。各地域ならではの観光資源、例えば、歴史であったり、花であったり、食べ物であったり、あるいは体験教室など、各地域の特色を集落活動センターで提供できるようになれば、人の流れをつくり出すことが可能であると考えております。

地元ならではのものをですね、地元の人が提供するということは、現在の着地型観光の流れから見ましても、非常に付加価値が高いことであるといえます。

さらに、現在ですね、高知県が準備をしております「志国高知 幕末維新博」におきましても、地域観光振興の鍵としまして、観光クラスターづくりを進めていくこととなっております。各地域や各分野に点在しているいいものをうまくつなげ、パッケージとして提供しようとする取り組みですので、集落活動センターにおきましても、その地域の中心、核となれば、地域でのクラスターの構築もできるのではないかと考えております。また、各地域同士のつながりも集落活動センターを核とすることによりまして、より相乗効果を生むと考えております。

また2つ目としましてですね、取り組みとしまして、健康づくりで言えば、ウォーキングを軸に、各地区で健康づくりを進めていく際に、集落活動センターとの連携は、非常に相性がいいのではないかと考えております。ウォーキングなど健康づくりにとって大事なことの1つに、継続性ということが考えられます。継続性は、つまりですね長続きすることで、長続きのこつは一緒にやる仲間が大勢いるということ、楽しみながらやるということだと思っております。その点におきましても、集落活動センターは、仲間づくり、チームづくりの場としまして最高の場所ではないかと考えております。また情報共有の場としまして機能しますので、コースづくりなど、ウォーキングの環境整備も進むのじゃないかと考えております。

そのほか、さまざまな取り組みが考えられますので、地域の皆さんとともに、集落活動センターの活性化に向け、考え取り組んでいきたいとも考えております。

最後のお答えですが、集落活動センター同士の連携ということについてのお答えをさせていただきます。

下川議員もおっしゃられましたが、集落活動センターはですね、今年度中に、加茂、黒岩、斗賀野地区の3地区で開所の予定をして

おります。既に開所しております尾川地区と合わせまして、町内4カ所でそれぞれの取り組みが開催されることとなっております。

今のタイミングでセンター同士のつながりを強めまして、連携体制を構築することで、今後の各地域の取り組みにとって大変有意義で大切なことだと考えております。

先ほど下川議員もおっしゃられましたが、高知県でも県下の集落センターの連携を強めようと、先日6月3日に、高知県の集落活動センター連絡協議会が設立されております。佐川からは既に開所をしております尾川地区の集落センターから参加していただいております。

町としましても、各地域のセンターが連携して、それぞれの取り組みを情報共有しながら、例えば、共同で商品開発であるとか、あるいは周遊プランの策定、お互いへの出張販売などにつなげていくことができれば、各地域の魅力はもちろん、佐川町全体の魅力もアップしていくのではないかと考えております。まずは4地区が集まる、今後、場をですね設けて、みんなで話し合いながら取り組みを広げていきたいと思っております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

全ての面に詳しい説明をありがとうございました。なかなか、言葉にするのは簡単なんですけど、実際に実現していく、1歩を踏み出していただくということが、すごく重要であり、しんどいことでもあります。ぜひ、前へ踏み出していただいでですね、地域の、せっかくできるお宝を上手につないでいっていただきますようお願いをいたします。

先に質問いたしました自伐型林業、集落営農、集落営林、それから防災対策、これらを地域住民と一緒に考えていくための情報提供の場として、また地域間の情報交換や交流機会の場として、集落センターの連携を本当に、しっかり実現していただきますことを切に要望いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

副議長（岡村統正君）

以上で、1番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を7日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後3時25分

